

# 会 議 の 経 過

開 議 午前 10 時 00 分

平成 23 年 9 月 16 日（第 10 日目）

議 長（青木幸保君）

ただいまから、平成 23 年第 3 回平泉町議会定例会第 10 日目の会議を開きます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち諸般の報告を行います。

本定例会に町長から追加提出された追加議案は、お手元に配布した議案送付書のとおり受理したので報告します。

以上で議長の諸般の報告を終わります。

これより本日の議事日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。この日程で進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程で進めることに決定しました。

直ちに本日の日程に入ります。

---

議 長（青木幸保君）

日程第 1、総務教民常任委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

この調査について、総務教民常任委員長の報告を求めます。

総務教民常任委員長、畠山寛二議員。

9 番、畠山寛二議員。

9 番（畠山寛二君）

閉会中の継続調査申し出についてです。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第 74 条の規定により申し出します。記、1、事件、総務教民常任委員会所管にかかる調査について、（1）公共施設について。以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長（青木幸保君）

ただいま総務教民常任委員長から、会議規則第 74 条の規定によって閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

本件は、委員長の申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (青木幸保君)

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

議 長 (青木幸保君)

日程第2、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

この調査について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長、阿部幸一議員。

10番、阿部幸一議員。

10番 (阿部幸一君)

閉会中の継続調査の申し出を行います。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第74条の規定により申し出ます。記、1、事件、産業建設常任委員会所管にかかる調査について、(1) 特産品の開発・加工・販売について、(2) 転作の対策について。以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 (青木幸保君)

ただいま産業建設常任委員長から、会議規則第74条の規定によって閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

本件は、委員長の申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (青木幸保君)

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

議 長 (青木幸保君)

日程第3、請願第5号、平泉町立平泉体育館の早期建設についての請願及び日程第4、請願第6号、「灯油高騰への特別対応」と「福祉灯油」を求める請願書を一括議題とします。

この請願2件について、総務教民常任委員長の報告を求めます。

総務教民常任委員長、畠山寛二議員。

9番、畠山寛二議員。

9番 (畠山寛二君)

閉会中の継続審査申出書。

本委員会に付託された請願を審査した結果、閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第74条の規定により申し出します。記、1、件名、請願第5号、平泉町立平泉体

育館の早期建設についての請願、理由でございますけれども、いろいろ委員会の中で委員全員で審議、討議した結果の関係ですが、総合的な稼働率がどうなのか、平泉町の財政の状態で大規模の体育館は今の時点でどうなのか、あるいは建てる以上は避難場所にも使えるような安全性の高いものと、こういう話が委員の中からいっぱい出ました。その中で、理由として、必要性についてはなお調査、検討を要するものとなりました。以上でございます。

続きまして、次のページでございます。

請願審査報告書。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条第1項の規定により報告します。記、請願6号、件名、「灯油高騰への特別対応と福祉灯油を求める請願」でございます。審査の結果、採択すべきものと決しましたので、よろしく願いいたします。以上でございます。

議長（青木幸保君）

請願第5号、平泉町立平泉体育館の早期建設についての請願について、総務教民常任委員長から会議規則第74条の規定によって閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

異議なしと認めます。

したがって、請願第5号は、委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

次に、請願第6号、「灯油高騰への特別対応と福祉灯油を求める請願書」を採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

この請願について、委員長の報告のとおり採択することに賛成の方の挙手を願います。

（挙手全員）

議長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、請願第6号は、採択と決定しました。

---

議長（青木幸保君）

日程第5、議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

この調査について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、千葉勝男議員。

8番、千葉勝男議員。

8番（千葉勝男君）

閉会中の継続調査の申し出をいたします。

本委員会は、所掌事務のうち次の事件について、閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第74条の規定により申し出ます。記、1、事件、議会運営委員会所掌事務にかかる調査について、(1)議会の活性化に関する事項についてであります。よろしくお願ひします。

議長（青木幸保君）

ただいま議会運営委員長から会議規則第74条の規定によって閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

委員長の申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

議長（青木幸保君）

日程第6、北上川治水・平泉バイパス調査特別委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

この調査について、北上川治水・平泉バイパス調査特別委員長の報告を求めます。

北上川治水・平泉バイパス調査特別委員長、石川章議員。

5番、石川章議員。

5番（石川章君）

閉会中の継続調査の申し出を行います。

本委員会は、調査中の事件について、閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第74条の規定により申し出いたします。記、1、事件、北上川治水・平泉バイパス事業についてでございます。よろしくお願ひします。

議長（青木幸保君）

ただいま北上川治水・平泉バイパス調査特別委員長から会議規則第74条の規定によって閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

議 長（青木幸保君）

日程第7、国立博物館誘致・世界文化遺産登録調査特別委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

この調査について、国立博物館誘致・世界文化遺産登録調査特別委員長の報告を求めます。

国立博物館誘致・世界文化遺産登録調査特別委員長、佐藤孝悟議員。

11番、佐藤孝悟議員。

11番（佐藤孝悟君）

閉会中の継続調査の申出書でございます

本委員会は、調査中の事件について、閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第74条の規定により申し出ます。記、1、事件、国立博物館誘致及び世界文化遺産登録調査についてであります。よろしく願いいたします。

議 長（青木幸保君）

ただいま国立博物館誘致・世界文化遺産登録調査特別委員長から会議規則第74条の規定によって閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

議 長（青木幸保君）

日程第8、行財政調査特別委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

この調査について、行財政調査特別委員長の報告を求めます。

行財政調査特別委員長、小松代智議員。

6番、小松代智議員。

6番（小松代智君）

閉会中の継続調査の申し出でございます。

本委員会は、調査中の事件について、閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第74条の規定により申し出ます。記、1、事件、行財政の調査についてでございます。どうぞよろしく願いします。

議 長（青木幸保君）

ただいま行財政調査特別委員長から会議規則第74条の規定によって閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (青木幸保君)

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

議長 (青木幸保君)

日程第9、認定第1号、平成22年度平泉町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第10、認定第2号、平成22年度平泉町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第11、認定第3号、平成22年度平泉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第12、認定第4号、平成22年度平泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第13、認定第5号、平成22年度平泉町健康福祉交流館特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第14、認定第6号、平成22年度平泉町町営駐車場特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第15、認定第7号、平成22年度平泉町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第16、認定第8号、平成22年度平泉町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第17、認定第9号、平成22年度平泉町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第18、認定第10号、平成22年度平泉町水道事業会計決算の認定についてを一括議題とします。

この認定案件10件について、決算審査特別委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長、小松代智議員。

6番 (小松代智君)

朗読して報告に代えたいと思います。

委員会審査報告書。

認定第1号、平成22年度平泉町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号、平成22年度平泉町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号、平成22年度平泉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号、平成22年度平泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号、平成22年度平泉町健康福祉交流館特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号、平成22年度平泉町町営駐車場特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号、平成22年度平泉町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第8号、平成22年度平泉町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第9号、平成22年度平泉町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第10号、平成22年度平泉町水道事業会計決算の認定について、本委員会に付託された平成22年度一般会計歳入歳出決算及び特別会計歳入歳出決算並びに水道事業会計決算は、審査の結果、次の意見を付して認定すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

裏をお開き願います。

審査意見、1、決算は各会計とも概ね順当なものと認めるが、恒常的な財政逼迫状態である。

町税の不納欠損額及び収入未済額が多額であり、財政運営上、きわめて大きな問題であるので、すみやかな解消策を講じられたい。２、農業振興に当たっては、土地利用や６次産業化を目指すと共に、グリーン・ツーリズムなどの推進に、なお一層努力されたい。３、大型事業の建設に当たっては、財政に十分考慮し、慎重に対応されたい。４、放射能汚染の対策は、喫緊の問題である。町民の生命と暮らしを守るため、直ちに十分な対策を講じられたい。以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（青木幸保君）

以上で決算審査特別委員長の報告を終わります。

これより順次採決します。

最初に、認定第１号、平成２２年度平泉町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、認定第１号は、認定することに決定しました。

次に、認定第２号、平成２２年度平泉町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、認定第２号は、認定することに決定しました。

次に、認定第３号、平成２２年度平泉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、認定第３号は、認定することに決定しました。

次に、認定第４号、平成２２年度平泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議 長 (青木幸保君)

挙手全員です。

したがって、認定第4号は、認定することに決定しました。

次に、認定第5号、平成22年度平泉町健康福祉交流館特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議 長 (青木幸保君)

挙手全員です。

したがって、認定第5号は、認定することに決定しました。

次に、認定第6号、平成22年度平泉町町営駐車場特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議 長 (青木幸保君)

挙手全員です。

したがって、認定第6号は、認定することに決定しました。

次に、認定第7号、平成22年度平泉町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議 長 (青木幸保君)

挙手全員です。

したがって、認定第7号は、認定することに決定しました。

次に、認定第8号、平成22年度平泉町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議 長 (青木幸保君)

挙手全員です。

したがって、認定第8号は、認定することに決定しました。



次に、認定第9号、平成22年度平泉町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、認定第9号は、認定することに決定しました。

次に、認定第10号、平成22年度平泉町水道事業会計決算の認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、認定第10号は、認定することに決定しました。

---

議長（青木幸保君）

日程第19、議案第47号、平泉町町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

高橋税務課長。

税務課長（高橋誠君）

議案第47号、平泉町町税条例の一部を改正する条例の補足説明をいたしたいと思います。

今回の改正は、主に住民税の寄附金税額控除の下限額を5,000円から2,000円に引下げ、また、各税目の不申告に関する罰則規定の強化及び事業所得、配当所得に係る課税の特例期間の延長並びに地方税法改正に伴う文言等の整備でございます。

それでは、参考資料の1ページの裏をお開きいただきたいと思います。

第25条は、納税管理人に係る不申告に関する過料を3万円から10万円に引上げようとするものでございます。35条の7は、寄附金控除の内容を規定していますが、地方税法第314条の7で規定している内容と同じことを記載していることから条文の整理をしたものでございます。また、地方税法第314条の7の改正では、寄附金税額控除の下限を5,000円から2,000円に引下げられております。

次ページをお開きいただきたいと思います。

37条の4では町民税に係る不申告に関する過料、53条の10では退職所得申告書の不提出に関する過料、2ページの裏の第72条では固定資産に係る不申告に関する過料、第85条では軽自動車税に係る不申告に関する過料をそれぞれ3万円から10万円に引上げようとするものでございます。また、95条の2では、たばこ税に係る不申告に関する過料、第100条の2では鉦

産税に係る不申告に関する過料、第125条の2では特別土地保有税に係る不申告に関する過料をそれぞれ10万円とする条文を新たに追加しようとするものでございます。

次に附則の改正ですが、条例で規定している内容が地方税法で規定している条文と同じことを記載している箇所を整理するために条文の改正したものが主でございます。特に3ページ裏の第8条肉用牛売却による事業所得に係る町民税の課税の特例では3年、7ページ裏の第2条、8ページの第3条の個人町民税に関する経過措置及び町民税に関する経過措置第2条で2年、それぞれ適用期限を延長するための改正でございます。この条例は公布の日から施行するものでございます。地方税法施行令の一部を改正する政令が平成23年6月30日に公布されたことに伴いまして、同日から施行されたところでございますが、今回はその法改正に合わせた条例改正をするものでございます。なお、過料等の改正につきましては、事前に検察庁との協議が必要となってくるわけでございますが、今回の改正につきましては法改正による改正ということで、検察庁の協議は要しないものということにされておるところでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

これから議案第47号、平泉町町税条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議 長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第47号は、原案のとおり可決されました。

---

議 長（青木幸保君）

日程第20、議案第48号、平泉町世界遺産推進基金条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

千葉世界遺産推進室長。

世界遺産推進室長（千葉秀樹君）

議案第４８号、平泉町世界遺産推進基金条例の一部を改正する条例について補足説明いたします。

議案第４８号の参考資料、条例新旧対照表の８ページの裏をご覧くださいと思います。

改正内容は、第１条中、「世界遺産登録への」を「保存活用事業及び世界遺産追加登録」に改めるものでございまして、理由は、一部の資産を除いて世界遺産登録を果たしましたので、基金の財源充当の目的を登録推進から保存活用と世界遺産追加登録へとするものであります。よろしくご審議願います。

議 長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

これから議案第４８号、平泉町世界遺産推進基金条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議 長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第４８号は、原案のとおり可決されました。

---

議 長（青木幸保君）

日程第２１、議案第４９号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

石川町民福祉課長。

町民福祉課長（石川二三夫君）

議案第４９号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について補足説明させていただきます。

まずは、参考資料の８ページ裏をご覧ください。

ここに新旧対照表がございまして、今回の条例改正につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴うものでございまして、この新旧対照表に書いてありますように、第４

条の部分に遺族の部分の位置付けとして、兄弟姉妹についての位置付けが明記されたということでございます。なお、附則として、この条例は公布の日から施行し、改正後、第4条第1項の規定は平成23年3月11日以降に生じた災害により死亡した住民に係る災害弔慰金の支給について適用するというものでございます。以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

これから議案第49号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第49号は、原案のとおり可決されました。

---

議長（青木幸保君）

日程第22、議案第50号、市町の境界変更に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

総務企画課長。

総務企画課長（稲葉幸子君）

それでは議案書17ページでございます。

議案第50号、市町の境界変更に関し議決を求めることについての補足説明をさせていただきます。

これは、提案理由にもありますように、県営経営体育成基盤整備事業実施に伴いまして、一関市と平泉町との境界変更について、岩手県知事に申請しようとするものでございます。編入する区域につきましては18ページにありますように、一関市に編入する区域は、平泉字塩沢、字三貫、長島字太田の記載部分でございます。また、平泉町に編入する区域といたしましては、一関市川辺字沼尻、字石田谷起、字一本谷起の記載部分でございます。

次に、参考資料の9ページをお開きください。

先程ご説明した部分の位置図になってございまして、地図中の青線が現在の市町の境界でござ

いますが、これを赤線の新しい市町境界としようとするものでございます。なお、10ページにありますように、編入分の面積については両市町とも5万4,078平方メートルとしようとするものでございます。以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

6番、小松代智議員。

6番（小松代智君）

単純な質問で恐縮ですが、こういう整理をしなければならない理由というのは端的に言って何なのか。それをちょっとお伺いします。

議長（青木幸保君）

稲葉総務企画課長。

総務企画課長（稲葉幸子君）

これは、田んぼとか、それから水路とか道路とかがこの区画整備によって変わりますので、それに伴って境界の変更が必要になったということでございます。

議長（青木幸保君）

ほかにありませんか。

（「進行」の声あり）

議長（青木幸保君）

進行します。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

これから議案第50号、市町の境界変更に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第50号は、原案のとおり可決されました。

---

議長（青木幸保君）

日程第23、議案第51号、市町の境界変更に伴う財産処分に関する協議に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

総務企画課長。

総務企画課長（稲葉幸子君）

それでは、議案書19ページでございます。

議案第51号、市町の境界変更に伴う財産処分に関する協議に関し議決を求めることについての補足説明をさせていただきます。

これにつきましては、提案理由にもございますように、市町の境界変更に伴う財産処分について、一関市と協議の上、定めようとするものでございます。議案第50号と関連するものでございまして、20ページの別紙にありますとおり、一関市とこのように協議書の取り交わしを行おうとするものでございます。以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

これから議案第51号、市町の境界変更に伴う財産処分に関する協議に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第51号は、原案のとおり可決されました。

---

議長（青木幸保君）

日程第24、議案第52号、損害賠償の額の決定についてを議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

それでは、議案第52号、損害賠償の額の決定についての補足説明をさせていただきます。

先の平成23年1月に開催されました平成23年第1回町議会臨時会におきまして、今回の相手方の福永様との間で車両についての損害賠償に伴う和解についてご承認をいただきましたが、今回、その時の事故に伴う頸椎捻挫等の治療が終了し、人身事故に対する損害賠償額が確定した

ことから今回提案するものでございます。なお、損害賠償の額114万3,721円の負担割合につきましては、前回の車両の損害賠償負担割合と同様に道路管理者である町と木の所有者がそれぞれ2分の1ずつ負担するものでございます。以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番、小松代智議員。

6番（小松代智君）

前もそういう説明あったのか分かりませんが、所有者が2分の1ということについては、今後ちょっと問題を残すのかなというような感じしますが、こういう事故が起きるといふ線があれば、自分の土地に生えている、おがしているそういう大木とかそういったようなものが危険だということバシバシ切るような状況が出てこないでもないのですね。2分の1というのはどういう形で決まっているのか、ちょっとその辺だけお聞かせ願います。

議長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

負担割合につきましては、最終的には町とその木の所有者との話し合いで決まりました。確かに負担割合についてはいろいろな、木の所有者が100とか、あるいは道路管理者が100とか、いろいろな負担割合があるわけですが、最終的には双方が納得しない場合は裁判というふうなことになるというふうに県の方から指導されておりますけれども、いずれ今回については木の所有者、道路管理者話し合いました、半々ということになったという経過でございます。

議長（青木幸保君）

5番、石川章議員。

5番（石川章君）

こういうことは滅多に起きては困ることなのですが、かなりの町道があるのですが、その場合、各場所、場所によってこういったことが発生しますとこのような形になるのですか。それでなければ徹底して町民に知らせるとか、今後、町道を新しくつくる場合においてはいろんな問題が出てくるのではないかと思います、その辺はどうなのでしょう。

議長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

また同じような事故が起きた場合、それぞれの状況によって道路管理者、あるいは木の所有者等の割合は変わってくるということでございます。例えば、災害の場合は道路管理者、あるいは木の所有者とも負担割合はないという判例もあるということでございますので、その時々状況によってその負担割合は変わってくるものだというふうに思います。また、こういうことが今後起こる可能性は十分にあるわけですが、その辺につきましては昨年も広報等で流しまし

たけれども、広報等で改めて住民の方には周知を図りたいというふうに思います。

議長（青木幸保君）

7番、佐々木雄一議員。

7番（佐々木雄一君）

今後、負担割合についてはその状況によるというのですが、この事件の部分では町道の境界以外の倒木によって起こって2分の1の折半にしたということなのですね。その状況下で枝が町道にかかっていたかどうかとか、そういう部分は現状はどうだったのでしょうか。

議長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

事故の状況をお話ししますと、町道を走っていた乗用車に、民地に生えていた木が伸びて、町道側に覆い被さっていた枝が走行中の車のボンネットに落ちたということで、そういう状況でございます。その関係で木の所有者、道路管理者双方に責任があるだろうということで、その木の所有者との話し合いで、そこで半々ということになりました。

議長（青木幸保君）

7番、佐々木雄一議員。

7番（佐々木雄一君）

そうすると、今後そういう状況下の町道に枝が伸びている状況は相当数あるものだと思うのですが、そこら辺の対策は今後どうするつもりですか。

議長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

先程もお話ししましたけれども、いずれ広報等で、そういう事例があるのでそういうふうに町道側に木が伸びている場合については、木の所有者の方で管理をお願いしたいということは広報で流したいというふうに思います。

議長（青木幸保君）

8番、千葉勝男議員。

8番（千葉勝男君）

広報で流したからいいということではなくて、やはりこれ、例えば区長とかその区域内に、長島にも見受けられるところがあると思っていました。そういう把握をして、本人にもその旨伝えておかないと、広報だけだと物足りないのではないかと思います。いかがでしょうか。

議長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

確かに広報だけでは不十分かもしれませんが、現在の町道にそういうふうな状況になっているところというのは多分でございます。長島から達谷、戸河内まで、その山沿いの道路につ



いては大部分がそういう状況でございますし、特に中尊寺から毛越寺の通る観光道路、そこについては全線がそういう状態ということでもございますので、なかなか個々の所有者を拾って、その方々に直接指導するというのはなかなか難しいというふうに考えていまして、その関係で広報等ということで話しましたが、区長会でもそういう実例を挙げてお話をしたいというふうに思います。

議長（青木幸保君）

8番、千葉勝男議員。

8番（千葉勝男君）

例えば今の例を見ていますと、いきなり100万円以上の金を負担しろと、自分の山の木だからという話になると、これはやはり負担する方だって楽ではないですよ、これは。あなたのせいだと言われても私は知らないでいたというとそのとおりだし、だから、やはり事前に分かっていたと、それが大切だと思いますから、とにかく良い対策をするようにひとつお願いしたいと。以上です。

議長（青木幸保君）

ほかにありませんか。

1番、大内政照議員。

1番（大内政照君）

この話は示談ということでいいのですね、理解はね。これで示談しますよと、114万円ね。本人にとっては228万何がしという金額になりますよね。そうすると、治療費とか何とかとあるのでしょうけれども、治療費と慰謝料とその辺の内訳はどうなっているのか、それと、これは多分首ですよ、頰椎捻挫ですからね。そうすると、治療が長引いた場合、どうなるのか、もう完治しているのかどうかですね、その辺ちょっと確認したいと思います。

議長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

今回の人身事故に関する補償額114万3,721円、これは町と木の所有者が双方で負担する合計の金額でございます、まず一つは、半分ずつということになります。この中には、今言った治療費、治療が完了したということで示談が成立したという経過でございます。それで、内訳でございますけれども、この保険の金額につきましては、町が入っている保険会社、そしてこの福永さんという方が入っている保険会社双方の協議の内容、福永さんから出てきたその内容を平泉町の保険会社が精査をいたしまして、そのとおりということになっておりまして、示談の額につきましては詳細は手元に資料がないのでお答えできませんけれども、それも含めた金額ということでございます。

議長（青木幸保君）

1番、大内政照議員。

1 番（大内政照君）

普通、厳密に慰謝料いくら、治療費いくらと出すのが普通ではないですか。それを分からないで承認しろと言われてたって迷ってしまいますよね。実際いろんな事故だ何だとある場合は、大体治療費いくらプラス慰謝料いくらというような形になると思うのですが、その辺、なんか明確にすべき内容ではないかと思うのですけれども、またほかに何とか料というのがあるのかどうかね。

議長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

この総額の中身について今、手元に資料がないということで、その中身についてはございますので、あとで説明をいたしたいというふうに思いますが、よろしいですか。

議長（青木幸保君）

それでは、資料を準備していただきます。

暫時休憩します。

---

休憩 午前10時54分

再開 午前11時10分

---

議長（青木幸保君）

再開します。

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

それでは、損害賠償額の114万3,721円、これの内訳についてお話をいたします。

まず治療費が12万7,000円、これは実費でございます。次に交通費5,688円、これは病院までの距離にリッター15円を掛けたというような計算で出されたものでございます。次に休業損害、これが34万7,700円ということで、これは1日の休業補償が1日5,700円という計算で計算されたものでございます。次に損害的被害、これが66万3,333円ということでございまして、これにつきましては、定額の計算でなされるようございまして、1カ月、2カ月という単位で定額で決まっております。今回、6.3カ月という期間でございますので、6カ月ですと64万2,000円、7カ月ですと70万6,000円という額がありまして、それを日数に比例案分をして先程お話しした66万3,333円という金額になってございまして、この合計額が114万3,721円という金額でございます。なお、この金額につきましても精査につきましては、先程お話ししましたように、相手方の保険会社から出されてきたものをうちの方の町の保険会社の方で精査をいたしまして、その上で決定をしたという流れでございます。以上です。

議長（青木幸保君）

よろしいですか。

1番、大内政照議員。

1 番（大内政照君）

項目は出ていますけれども、慰謝料が66万円という形みたいですが、これ治療日数は何日なのか。首を怪我すると結構治療が長引くという実態があると思うのですよ。その辺がどうなのか、治療日数、それから以前、確かタイヤのパンクで町の保険使ったとか何とかという話があったような記憶しているのですが、この辺は町としては、この手のものに対する保険みたいなものは掛けてあるのかないのか、その辺、お伺いします。

議長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

まず総治療期間ですけれども183日間、そして通院実日数は83日ということで、これの日数に基づいて計算をされているということでございます。なお、こういう事故に関する対応として保険を道路延長等に基づいて保険を掛けております。今回の町の負担する保険額、これについてはその保険会社の方から降りるということになります。以上です。治療が完治したということで今回、示談が成立したということでございます。

議長（青木幸保君）

ほかにありませんか。

4番、高橋幸喜議員。

4 番（高橋幸喜君）

保険屋同士で話し合いをして決定したという、2分の1ずつというようなことですが、こちらといえば町も管理者として過失といいますか、そういったのがゼロではないというふうに私は思っております。ただ、その度合いが問題というか、パーセンテージが問題だというふうに思います。所有者があくまでも自分の管理をするのが原則だと、それがよその土地に行けば、それはこちらも出たよということで相手に断って伐採をするというのが原則だというふうになってございます。そういうことで、町ではそういうふうに出ているところ、危険性のあるところをパトロールして所有者に注意を与えているのかというようなことを、ちょっとその辺、常にやっているかどうか、その辺をお聞きしたいと思うのですけれども。

議長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

道路管理につきましては、道路側にかかっている木だけではなく路面の損傷等、日頃から道路管理については調査を行っております。なお、木につきましては、今回の事故を受けて、いろいろそういうところにつきましては注意をするようにしておりますし、場合によっては伐採をお願いしているという状況でございます。なお、中尊寺、毛越寺の道路の木につきましては、昨年度この事故を受けまして、中尊寺、毛越寺さんと一緒に負担をしながら木の伐採を行っております。以上です。

議 長（青木幸保君）

ほかにありませんか。

7 番、佐々木雄一議員。

7 番（佐々木雄一君）

境界からはみ出た樹木の根については伐採してもいいのですが、枝については伐採すると所有者のものだということで罰せられるということからすると、この状況がよく分からないのですが、町当局は関係してなくて保険会社同士で話し合っただけというふうに分かっているのですが、そこにも課長なり補佐なりが入ったと思うのですが、これら、今後のことも考えるとその所有権の絡み、境を接しているそういう樹木の関係の境に対しての考え方、当局はどのように対応しているのかお聞かせ願えますか。

議 長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

まず、双方の保険会社がどうのこうのというのは、この損害賠償額を決める際に相手方の保険会社と町がお願いしている保険会社、金額的な計算等についてなかなか難しい問題がありますので、その金額の話し合いはその双方の保険会社でとっていただいたという内容でございますし、相手方との示談、あるいは木の所有者との話し合い、これは町が行っております。そうした中で、木の所有者との話し合いでは、確かに木は自分のものですが、枝そのものは町有地に入っていたと、ただ、それを町としてきちんと伐採等の注意をする義務があったのではないかとということから町にも責任があるのではないかと、逃れられない責任があるのだというふうなことを実は保険会社の方からもお話がございまして、相手方と話し合いをもちまして、ではそういうふうな今回については半々ということで木の所有者との話し合いがついたという流れでございます。

議 長（青木幸保君）

7 番、佐々木雄一議員。

7 番（佐々木雄一君）

ですから、今後の指針にもなるのですが、ただ、おかしいのは、何で所有者と、逃れられない義務というか、そういう注意喚起もしてこなかったという管理責任は問われるのは当然ですが、2分の1というのはどう考えてもよく分からないのですが、そこら辺は弁護士を通して決めたのですか。それとも担当者と所有者で決めたのですか。

議 長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

この2分の1という割合につきましては、町と木の所有者と町の保険会社との3者でいろいろな事例をお聞きしながら、その中で半分ずつという示談を結んだという流れでございますし、その半々、あるいは7・3とかそういう割合については、確かに今回はまとまりましたけれども、なかなか決まらない他の事例ではあるそうでございます。そうした場合はやはり裁判と、それぞ

れの訴えで考えを提起して裁判で処理をするというふうな流れに最後はなるわけですがけれども、今回はそういうことで両方、確かに根拠と言われるとあれですがけれども、半々という責任があるだろうということで両方それで理解を示して示談となったという流れでございます。

議長（青木幸保君）

ほかにありませんか。進行してよろしいですか。

（「進行」の声あり）

議長（青木幸保君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

7番、佐々木雄一議員。

7番（佐々木雄一君）

こういう争議に関しては、いろいろ主張もあるものでありますから、それはそれでしょうがないことなのですが、町道の管理者のあるべき姿という部分が鮮明でない中で、お話を聞くと保険会社も入ってお話したということでございますが、町道管理者として本当にこれでいいのかという部分では弁護士が当たるべきであると思っております。それを保険の出し割合、保険会社にしていること等の問題があるというふうに感じておりますし、この負担割合については到底認められないというふうに感じております。

議長（青木幸保君）

賛成側の討論ありますか。

（「なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

なければ、反対の討論ありますか。

1番、大内政照議員。

1番（大内政照君）

これは結局、裁判をすると町の管理者責任を問われるということになってしまうわけですよ、比率が云々よりも。ということは、町は責任を持って管理をしていなかったということが追求されるわけですよ。だから、そういうことをしたくないから示談しよう、1対1でいいよというようなことが見受けられます。本来であれば、いくら道路の管理者であれ何であれ、半分まで負担するというのはあり得ないことではないですか。むしろ、木の所有者に責任が多いわけですよ、管理責任という意味ではね。道路ではないです、木が原因になっているのだから。そういう意味では、やはり折半というのは私はちょっと比率として理解できないし賛成できない。せいぜい2割、3割であれば、それは示談としては、町の管理責任としてはまあまあ理解できるかなとは思っておりますけれども、やはりこれは木の所有者がもう少し負担割合を増やすべき内容だと思いますので、私はこれはもう少し交渉を継続すべきだと思いますので、今日のところは反対したいと思います。以上です。

議 長（青木幸保君）

ほかに反対の討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

なければ進行します。

これで討論を終わります。

これから議案第52号、損害賠償の額の決定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 多 数 ）

議 長（青木幸保君）

挙手多数です。

したがって、議案第52号は、原案のとおり可決されました。

---

議 長（青木幸保君）

日程第25、議案第53号、平成23年度平泉町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

総務企画課長。

総務企画課長（稲葉幸子君）

それでは、議案書22ページでございます。

議案第53号、平成23年度平泉町一般会計補正予算（第2号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

それでは、22ページの裏の第1表、歳入歳出予算補正の補正額でご説明をさせていただきますが、款項同額の場合は項の補正額で説明をいたします。

初めに歳入でございます。

8款地方特例交付金、1項地方特例交付金192万円の減、これには児童手当及び子ども手当特例交付金340万5,000円の減額が含まれております。

9款地方交付税、1項地方交付税5,057万7,000円、普通交付税の増額でございます。

13款国庫支出金、2項国庫補助金820万3,000円、これには毛越寺庭園整備活用事業補助金700万円が含まれております。

14款県支出金2,028万6,000円、1項県負担金133万3,000円、2項県補助金1,895万3,000円、これには介護サービス施設等整備臨時特例事業費補助金375万円、施設開設準備経費助成特別対策事業費等補助金1,080万円、緊急雇用創出事業臨時特例交付金456万1,000円が含まれております。

17款繰入金、1項基金繰入金429万9,000円の減、財政調整基金からの繰入れの減額でございます。

19款諸収入572万4,000円、4項受託事業収入3万6,000円の減、5項雑入576万円、これには

発掘調査原因者負担金246万5,000円、コミュニティ助成事業助成金270万円が含まれております。

20款町債、1項町債250万円、県営経営体育成基盤整備事業でございます。

歳入合計補正額8,107万1,000円。

23ページになります。

次に歳出でございます。

1款議会費、1項議会費5万円。

2款総務費45万9,000円、1項総務管理費28万3,000円、2項徴税費17万6,000円。

3款民生費1,770万円、1項社会福祉費1,551万5,000円、これには介護サービス施設等整備臨時特例事業費補助金375万円、施設開設準備経費助成特別対策事業費等補助金1,080万円が含まれております。2項児童福祉費218万5,000円。

4款衛生費372万9,000円、1項保健衛生費362万4,000円、2項清掃費10万5,000円。

5款労働費、1項労働諸費458万5,000円、これには臨時職員の賃金406万6,000円が含まれております。

6款農林水産業費、1項農業費294万2,000円、これには県営経営体育成基盤整備事業負担金272万3,000円が含まれております。

7款商工費、1項商工費216万3,000円。

8款土木費775万2,000円、1項土木管理費24万4,000円、2項道路橋梁費449万1,000円、これには用地取得費254万8,000円が含まれております。3項河川費5,000円、4項都市計画費200万円、これは住宅リフォーム工事費助成金でございます。5項住宅費101万2,000円。

9款消防費、1項消防費1,828万5,000円、これには市町村総合事務組合負担金592万8,000円、救急車登載資機材購入費891万3,000円が含まれております。

10款教育費2,074万円、1項教育総務費142万8,000円、2項小学校費26万3,000円、3項中学校費50万円、5項社会教育費1,854万9,000円、これには毛越寺庭園整備活用事業に係る設計監理委託料300万円が含まれております。

11款災害復旧費、2項農林水産施設災害復旧費266万6,000円、小規模農地等災害復旧事業補助金でございます。

歳出合計補正額8,107万1,000円。

次に24ページになります。

第2表、債務負担行為でございます。東日本大震災被災農家緊急支援対策資金利子補給でございまして、期間でございますが、平成24年度から平成33年度まで、限度額は貸付金2億円に対する利子補給、年利0.15%、176万8,000円以内の額でございます。

次に24ページの裏になります。

第3表、地方債補正でございます。県営経営体育成基盤整備事業の変更前の限度額190万円を変更後の限度額440万円にしようとするものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法については変更前と同じでございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

4番、高橋幸喜議員。

4番（高橋幸喜君）

各所に今問題となっております放射線量低減作業委託料云々書かれてございますけれども、これらは補助対象になるのかならないのかというのがまず第1点。第2点につきましては、これらをどういった業者に委託するのか、そして、これらの作業基準みたいなものが国の方で決まっているのかどうか、それに基づいてやるのかどうか。前回のアスベストと大体同じようだというふうに私は見えていますけれども、アスベストの場合にはそういう技術的な基準をきちっとマニュアルを出されまして、講習会を受けて、その上で除去作業に従事するというような手順をきちっと踏んだ経緯がございます。これらも同じように、アスベストもご存知のとおり20年、30年後に中皮腫という体に被害が出てくるといようなことが、全く同じような性質ではないかと私は思っているのですけれども、今度はそれを作業する方たちのそういったような問題も含め、民間と違まして役所がやるということになると、それが原因で云々という問題が発生した場合、どうなるのかと、そういったようなことも含めましてお聞きしたいというふうに思います。

議長（青木幸保君）

石川町民福祉課長。

町民福祉課長（石川二三夫君）

今回の補正予算には、まずは民生費の児童福祉費、そして衛生費の環境衛生費、そして教育費の部分でも載せてございます。今回のそういう対策につきましては県が補助をするということを出しておりますが、まだその辺の具体的な細かいところがもうちょっと詰めができていませんというか、県の方でも多少流動的なところがありまして、実際どの程度までの補助になるかというところは今後、もう少し県の方と協議をしなければならないという状況もありまして、今回の補正予算につきましては単独費でまずはするという補正予算の状況になってございます。いずれ、その補助の部分がもっとはっきりした段階で、決定した段階でこれは臨時議会等を開いてきちっとした補助に対しての補正予算を組んで対応したいというふうに考えています。いずれ、補助対象となり得るものをなるべくきちんと補助対象として全てやればという方針は一応出しておりますが、今回まだはっきりしていないので、とりあえずはそういった低減対策は急がなければならないという意味で、一般財源を充当しての作業という形の補正予算になりました。

また、業者でございますが、これは作業を委託する、また工事になる場合もでございますけれども、これは町内の業者をお願いをする、また、そういった対応をしてくれる団体等もこれから募集をするというか、そういう形で町内の業者にやっていただければということでございますが、内容によっては町内の業者がとても難しいという、例えば検査とかそういう部分に関しては当然専門の業者、町外の業者をお願いするという形になってくるものと思われまます。

また、方針でございますが、この放射線量の低減対策の部分の形は、先頃、国から福島県を基



準としたガイドライン、方針が示されておりますが、これに則りまして県からも一応それに基づいた形での方針が示されておまして、それに基づいて当然町もその方針に則った形でそういう作業を進めていきたいというふうに考えております。

議長（青木幸保君）

4番、高橋幸喜議員。

4番（高橋幸喜君）

ということは、一応その作業手順もマニュアルがちゃんと揃っていると、それに基づいてやると、こういうことですね。それであればいいのですけれども、テレビで水かけて洗って、私のところはなくなったと言っていますけれども、もう今どこの家庭でも最近はみんな線量計というか、あれをみんな持っているようになりまして、お宅で洗ったためにうちで高くなったなんていうようなことのトラブルのもとなんていうのも無きにしも非ずということで、どこでも今、自由に売っていますから。ましてや、今度、スマートフォンにセットすればすぐ世界各国のどこのあれでもすぐ量が出るように今度は器械が出たといったようなことがありますので、その辺を私は心配しているのです。あっちの大都会みたいに、合流式の下水道で雨水も雑排水も一つの下水道に全部流れていくのなら話は別ですけれども、ここは分離式ですので雑排水しか流れていかないと、雨水とかその他についてはみんなそういうふうになりますので、その辺をよく注意してやらないとうまくないと思いますので、あとの損害賠償問題なんかに発展しないとも限りませんので、きちっとしたマニュアルに基づいて、きちっとした業者がきちっとやると。これが原則であって、地元云々もいいのですけれども、そういうノウハウを持った業者がいればいいのですけれども、いなかったら、やるとすれば徹底してそういった専門家を呼んでやるべきだというふうに私は思います。よろしくその辺をお願いします。

議長（青木幸保君）

石川町民福祉課長。

町民福祉課長（石川二三夫君）

先程説明した基準、方針でございますが、これはまだまだ国も最終段階のものではないというふうに考えています。その対策については状況に応じて国をはじめ、その状況に応じた対策、方針がまた出てくるものだと思いますので、これは最終段階というものではございません。これからその放射線の影響に対しての対応については状況に応じてどんどん変わってくるものと予想されます。最終段階のものではございませんし、また、私が先程説明しましたものは、基準が示されて業者もそういう形でやりますということですが、基本的には今考えているのは公共施設を中心としたものでありまして、それに準じて民間の部分についてもこうした形をやりますよというその啓発はしていきますが、それを民間の施設も全部、町や国が全て対応しますというものではございません。以上です。

議長（青木幸保君）

ほかにございませんか。

2番、阿部正人議員。

2 番（阿部正人君）

それでは、民生費の中での県の補助金、また歳入面でも補助いただいて、歳出でそれぞれ同額というのは、介護サービス施設等整備臨時特例事業費補助金、あるいは施設開設準備経費助成特別対策事業費の補助金、この施設開設準備という施設開設は、これはこの金額1,080万円ですが、これは決まったのですか、お相手は。それとも何件あるのか、1点で1,080万円なのか、いずれ同額、県からもらったものをそのまま歳出でもそのまま払っていつているということですが、町としては補助金は何もなくてツーカーのものなのかどうか、その辺のところをお伺いしたいというふうに思います。

議長（青木幸保君）

青山保健センター所長。

保健センター所長（青山モト子君）

この民生費の老人福祉費の部分の補助金と支出につきましては、県の補助がそのとおり入りまして、そのままトンネルで出るものでございまして、一関地区広域行政組合の方で第4期の介護保険事業計画と第5期計画の前倒しで地域密着型という地域で建てるという部分の施設整備の計画がございまして、その中に手を挙げて平泉町にもグループホームができる予定でございまして、18床のグループホームができる予定で、今その作業というか、施設の整備、また、補助金の内示とかがまだ来たばかりで、まだ建設の方には入っていませんけれども、その部分で補助金が入ってきまして町で出しますし、施設開設準備経費の助成の1,080万円というのもその施設の備品等についての補助ということで、同一の法人の方に補助金として出すものでございまして、以上でございます。

議長（青木幸保君）

2番、阿部正人議員。

2番（阿部正人君）

承知しましたが、これは1グループ、私の情報では大佐方面に、大佐ではないな、佐野のあっちの方に出るといふ噂を聞きましたけれども、それは今の設備資金、補助というのは1件に全部ということでご理解していいわけですね。

議長（青木幸保君）

青山保健センター所長。

保健センター所長（青山モト子君）

1法人に対しての補助でございます。施設整備等については、当初1施設ということで当初予算で2,625万円の予算をつくりましたけれども、今回、補助金の額が分かりまして、1施設当たり3,000万円になりましたので、この施設の補助金については375万円の補正を、それから施設開設準備基金というのが今回出ましたので1,080万円ということで一つの法人に出ます。以上です。

議長（青木幸保君）

1番、大内政照議員。

1 番（大内政照君）

やっと放射能汚染の予算化が実現しそうだということで、今回、私が随分騒いだような印象があるでしょうけれども、町民が騒ぐ前にすぐ行動して情報公開をお願いしたいということです。

先程、損害賠償の話出ましたけれども、これは町には来ませんので、東電ですから相手は。ですから、町は町民の立場でしっかり行動していただいて、町民は被害者ですからね、そのところ認識をはっきり、間違えないでください。

そこで、この金額、ちょっと細かいことを1点だけ言いますと、29ページの中の4款1項3目環境衛生費の中の13節委託料120万円になっていますが、ほかは126万円ですね、何が違うのか、ちょっと疑問、単純な疑問ですね。それで、いつから始めるのか、どこをやるのか、放射線量低減作業と言いますけれども、どのように低減作業をするのか、工事も含めるのかですね。それからその委託料と工事費との違い、この辺、もう少し具体的に教えてください。

議長（青木幸保君）

石川町民福祉課長。

町民福祉課長（石川二三夫君）

まず、この作業についてですけれども、いつからどこをやるのかということですが、これは今、放射線量を公共施設の部分ですね、測定を開始しておりまして、その辺の状況ははっきりした段階、具体的には来週にももちろんなるかと思えますけれども、なるべく早い時点で始めたいという事は思っております。公共施設のうち幼稚園、保育所、小中学校、いずれ子供たちがいる施設を先行させまして、あとは公共施設というふうに進めていくことになるかと思えます。

この作業の内容ですが、委託の部分については、ほとんどが作業員がいろいろ建設資材を使ってやるということではなく、例えば高圧洗浄なり草を刈るなり、そういった清掃作業等、洗浄作業等、そういうものをイメージしておりまして、その工事に関しては、具体的には例えば砕石とか土砂を使って作業をしなければならないという形になりますと、これは工事という形で取扱うというふうに考えております。細かくなってくれば、どこまでが委託でどこまでが工事かというところは微妙なところは正直あります。そこはケースバイケースで当然考えていくことになるかと思えます。私どもも初めての作業ですので、どういった状況が待ち受けているかというところも全て把握できておりません。これは場当たりで当然やっていくことになることですので、そういった作業の方針なりガイドラインに沿った形でなるべくやりますけれども、状況によってはいろんなケースが出てくるので、そのところは先行事例等を参考にしながら、できるだけ適正な対応をして参りたいと思えます。以上でございます。

議長（青木幸保君）

1番、大内政照議員。

1番（大内政照君）

確か以前、答弁で町内全域やるという話あったと思うのですよね。8月末か9月ぐらいからはもう各行政区を調べるような話、確か私の記憶ではそんな記憶あるのですが、今回はそこら辺までやらないということなのですか。これ、低減作業ということは高い放射線、汚染されていると

ころは工事をして下げるための作業をする、工事をするというふうに理解していいのですか。さつき例えば校庭でちょっと高いところがあるとか、真ん中は低いけれども周辺が高いとかということになるとその周辺部を土砂を何とかするとかね、そういったことになるのかどうか、やったことないから分からないと言われても、もう郡山とかではやっているのだからね、福島県では。もう前例はあるので、そこら辺はもうとっくに研究して予算化しているのかなと私は理解しているのですが、もうちょっと頑張ってもらいたいですね、どうでしょうか。

議長（青木幸保君）

石川町民福祉課長。

町民福祉課長（石川二三夫君）

まず全域をとったのは、これは恐らくどの部分で全域というふうに言ったかあれですが、調査の段階は当然全域をやると。ただ、物理的に平面的に何メートルメッシュかで全部調査すること、それはもちろん無理ですのでそれはできません。町としてはそういう調査はもちろんできません。これは徐々にですね、一度にはできません。徐々にそういった調査範囲を広げていくということは考えております。一度に全域をやるとするのは、これは難しいです。なおさらその低減作業については公共施設を先行してやりまして、あとは例えばそれに準ずる施設等に関しては順次やっていく。物理的に一度に全部調査して一度に低減作業をやるとすることはどう考えても無理です。一度にやれと言われてもそれはできない話です。ですから、徐々にやっていく、これは時間と経費がかかる問題です。ですから、今回の予算で全てをやるということではございません、イメージ的には。当然、先程言いましたように、今度、臨時議会等もあるかもしれませんが、12月議会、そして3月議会、そして来年の予算でやっていくということ、ずっと継続的にこれは取り組まれるものだと思っております。いずれ、一遍に全て調査して全て低減作業をやりますということにはいかないということでございますし、いずれこの調査及びその作業に関してはいろいろと国、県からの情報、そして近隣市町村との連携も含めて、そういった情報交換等をして、良い事例を参考にしながらできるだけ早く作業を進めたいとは思いますが、いずれ物理的に難しいものはありますので、徐々に進めていくということになるかと思っております。

議長（青木幸保君）

1番、大内政照議員。

1番（大内政照君）

私の記憶が定かでないので申し訳ないのですが、確か8月末の区長会か何かで全域をやるという調査を、調べるとい話をするよという何か答弁が以前あったような気がするのですが、もし私が間違えていたら謝りますけれども、とにかくまず町内全域を調べてみようという話があったように思うのですよ。というのは、平泉町はどっちにしろホットスポットのど真ん中ですから線量は高いのですけれども、まだ町内の中でも高いところ、低いところも当然あるはずですから、それもやはり調べないと分からないと。なおかつ、今回、公共施設を中心に小学校、学校を中心に、もしうまくいけば、調べた結果、除染までできる範囲はやるというのは、それは非常に良いことですよ、当然早くやってほしいです。だけれども、全域調査も確かあったような気がする

るのですけれども、ちょっと確認、もう一回。

議長（青木幸保君）

石川町民福祉課長。

町民福祉課長（石川二三夫君）

各行政区に入って行政区長と相談をして、各行政区、地区の公民館が中心になるということで、各行政区で1カ所だけ定点測定を毎週していきますということは当然言っています、それはもう既に実施しております。更に、今の状況としては、先程言いましたように、公共施設を放射線量の高いところの探知作業に今かかっているということですし、これまでどおり公共施設の9カ所の定点測定、そして各行政区の定点測定は毎週続けて参ります。

議長（青木幸保君）

それでは、ここで暫時休憩します。

---

休憩 午前 11時55分

再開 午後 1時00分

---

議長（青木幸保君）

それでは、再開をいたします。

休憩前に引き続きまして、平成23年度一般会計補正予算の質疑を行います。

5番、石川章議員。

5番（石川章君）

いろいろ放射線の除去が始まるような形でございます。ご苦勞様でございます。これは、財源は当分は一般会計から出るかと思いますが、東電とか国とか県とか最終的に請求して出る見通しがあるのでしょうか。それとも、全く一般財源での支出になるのか、それだけちょっとお聞かせください。

議長（青木幸保君）

石川町民福祉課長。

町民福祉課長（石川二三夫君）

現在では県の補助があるということで、今回具体的には財源的には盛り込んでございませんが、今後、補正予算等で更に補助事業としていただける部分については積極的に取り組んでいくことになると思いますし、財源そのものはむしろ今後、県、国に要請、要望いたしまして、できるだけ最終的には原資、費用をいただける形で取り組んでいくというか要請していくという形をとりたいというか、そういうことで一応そういう方針を掲げたいというふうに思っております。

議長（青木幸保君）

7番、佐々木雄一議員。

7番（佐々木雄一君）

今回の放射線の関係では、空間放射線量低減になっているのですが、この空間、銘々の部分で

は県の補助も決まっていなから町単独で決めた名称でしょうから、この空間放射線量という位置付け、どのような位置付けでこういう名前になっているのかということと、質問は3回に決められているようですからまとめて言いたいと思いますが、27ページの裏の2款1項9目情報化推進整備費、ここではパソコン購入費を減額してネットワーク設定手数料になっていますが、この事情は何なのか、ものを買わなくて済んだというふうに読み取れますが、この事情をお知らせ願いたいと思いますし、次の2款総務費の2項徴税費、申告受付支援システム使用料、これ補正で出てきた意味は何なのか、補正で出てくるような種類のものではないというふうに認識していますが、そこら辺、お聞かせ願いたい。

28ページの3款1項3目老人福祉費、ここの緊急通報システム設置手数料、平成22年度の主要施策成果報告書の41ページによると、平成21年度は10人の利用人数で3万5,175円だったのですが、ここに出てきた部分は新設とは思われますが、それで何個の設置で、今どのような個数を配置しているのか、全体像もお知らせ願いたいと思います。

次の3款民生費、2項児童福祉費にあります消耗品費42万5,000円、金額にしては結構あるものですから、これ財源がその他を充てるものだというふうに見えますが、何に使われるのかお知らせ願いたい。

次の28ページの裏の4款1項3目環境衛生費、ここの12節役務費がありますが、放射性物質検査手数料、ここで検査手数料出てくるのですが、何を検査するのか教えてください。

30ページの裏、8款2項2目道路維持費、ここに除雪機械借上料がありますけれども、これは町の部分だと思のですが、売払った除雪機に代わるものというふうな認識でいいのか、次の8款2項3目道路新設改良費、用地取得費、これ中学校線でもよろしいでしょうか。そのところですね、教えていただきたいと思いますが、31ページの裏の8款5項1目住宅管理費、これ修繕料101万2,000円ですか、これ上野台の退去に際する費用だと思のですが、確認しておきたいと思います。以上。

議長（青木幸保君）

稲葉総務企画課長。

総務企画課長（稲葉幸子君）

27ページの裏の情報化推進整備費のところのパソコン等の購入費の減ということでございますが、年度当初の予算で新採用職員等のパソコンが不足するであろうということでその購入費をとっておりましたが、学校の方で未使用の分が8台あるということでそれを当てることにしております。また、上のネットワーク設定手数料につきましては、OSで2010年度版に対応してないものがありますので、それに係るネットワークの設定手数料ということになります。以上でございます。

議長（青木幸保君）

高橋税務課長。

税務課長（高橋誠君）

27ページの裏の徴税費の使用料の関係ですが、これにつきましては職員が1人増えたという

ことで、申告のパソコン1台、増えた職員の分を1台増やすというものでございます。

議長（青木幸保君）

青山保健センター所長。

保健センター所長（青山モト子君）

28ページの老人福祉費の緊急通報システムの設置手数料でございますが、これはひとり暮らしの高齢者とか重度身体障害者の方に緊急通報システムを貸与しておりまして、今、大体105台ぐらいが貸与になっておりまして、それが亡くなられたとか新しく申請ということで端末器の撤去の手数料とか設置の手数料が出てくるものですから、その関係で今回ちょっと撤去しなければいけないものとか設置しなくてはいけないものが出てきたので、ここで補正させていただいております。以上でございます。

議長（青木幸保君）

石川町民福祉課長。

町民福祉課長（石川二三夫君）

ここで空間放射線量というふうに記述をしておる件ですが、これにつきましては県の対策会議の時に実は補助対象としてやる分の用語として空間線量という記述がありまして、それをそのままここにそういう字句を引用したということで、特に大きなこれといった意味はございません。一般的なこれまでの放射線という意味でございます。

民生費の児童福祉費の消耗品でございますが、これは、一つは今回の空間線量低減対策の事業として土嚢とかいろんな消耗品を買うという部分がございますし、もう一つ、保育所で何か買うための部分の予算があったかと思いますが、ちょっとそこは今、手持ちの資料がございませんので、確か保育所で使うものも一部あったかと思いますが、保育所そのもので保育の中で使う消耗品も含まれていたかと思いますが、両方合わせてのこの金額だったと思いますので、申し訳ございません。

あとは検査手数料ですね、役務費の放射性物質検査手数料ですが、これはこれから、例えば具体的には土壌とか水とか食材等に関しては基本的には県の方にお願いをするという方針ではありますが、状況によっては町でもやはり検査を依頼していく状況が生まれるのではないかとということで、1件当たり1万5,000円というところを想定しまして、今後の状況によって変わってはきますけれども、一応検査料を計上させていただいたということでございます。

議長（青木幸保君）

稲葉総務企画課長。

総務企画課長（稲葉幸子君）

先程の3款2項4目児童福祉施設費の42万5,000円の消耗品でございますけれども、これについては幼年消防に係る楽器の分でございます。財源充当のところではその他財源ということで40万円ございますが、これは歳入の方の26ページの裏のところコミュニティ助成事業助成金というのがあるのですけれども、この内訳が自主防災に対する130万円の分と婦人消防協力隊に対する分の100万円と幼年消防に対する分の40万円がございますので、このコミュニティ助成事

業助成金のこの40万円を充てて購入をしようとするものでございます。以上です。

議長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

それでは、私の方から30ページの裏の8款土木費、2項道路橋梁費の2目道路維持費の14節使用料及び賃借料136万8,000円でございますけれども、現在、建設水道課では業者の持っている機械を使用して除雪をしていただいているわけですが、その中の1社が所有する機械が、実は特定特殊自動車排出ガス規制という法律の改正に伴いまして使えなくなったということのお話がございます、建設会社ではその機械を更新をする予定はないということから、町でリース会社から除雪機械を借上げまして、それをその建設業者に貸与して除雪をしていただくということから今回、この機械の借上料ということで借上げて除雪を行うという目的のものでございます。

次に、31ページの8款2項3目道路新設改良費の17節公有財産購入費ですが、これは中学校倉町線、前までは中学校校門線とお話ししていましたが、その用地買収に伴う用地費でございます。

次に、31ページの裏の8款5項1目住宅管理費の修繕料、この中には議員お話しのように、上野台の退去に伴う修繕料20万円のほかに、全体ですけれども、家屋の調査費として約40万円、先程の退去に伴う修繕も含めてでございますが、あとは外構の工事、これは地震に伴う水路等の破損、漏水箇所の修繕、これに40万円というふうな内訳でございます。以上です。

議長（青木幸保君）

7番、佐々木雄一議員。

7番（佐々木雄一君）

そうすると、情報化推進整備費の関係で言えば、これからも学校関係で余っていたのも融通できるという、教育関係も町もそこら辺は融通できたということなのですが、今までもやっておられるのだと思うのですが、費用がかからないのはそのとおりよろしいかと思うのですが、その管理関係で問題がないのかという部分ですね、もう一度確認をしておきたいと思います。

緊急通報システムの関係ですね、昨年10人利用で3万5,000円でしたから、そうすると20個の利用、105台あって、そのうち20個が撤退だったり新設だったりの手数料が入っているという見込みでよろしいのかどうかということをもう一度確認しておきます。

放射線の検査ですが、想定しているのは何なのですか。要するに今回は調査をする、場所によっては洗浄もあるかもしれない、土も土壌を剥ぐことはあるかどうかというのはまだ分からないと言っているのですが、そのことですね、まず想定しているのは土壌なのですか、それとも生産物は農林振興課ではないのかと思うのですが、もう一度そこら辺、詳しく、何を検査しようと、1件1万5,000円で多分肉とかいろんな部分を測る装置をイメージしていますけれども、そういうので測定するということを想定しているとすれば何を測ろうとしているのか、もう一度お聞きしたいと思います。

それと、費用が民生費、衛生費、教育費それぞれ均等になっていますが、これは一連の、組織



が今度立ち上げるとは言われているわけなのですが、それは一連の中での予算でただ部署的な配分という考え方で、そういう理解でいいのかということをお聞かせ願いたいと思うのですが。

あと除雪機械ですね。そうすると機械が使えなくなったと、規制の関係で使えなくなったということですが、そうするとこれからの除雪も業者委託はしているけれども、場合によってはそういう機械の借上げ等を町でやっていくということに、方針としてそうなるのかどうかということをお聞かせ願いたいと思います。

議 長（青木幸保君）

稲葉総務企画課長。

総務企画課長（稲葉幸子君）

パソコンの関係につきましては、教育委員会と協議をいたしまして、備品の管理の規定に基づいて管理を行っているところです。以上です。

議 長（青木幸保君）

青山保健センター所長。

保健センター所長（青山モト子君）

緊急通報システムの平成22年度の件数でございますが、端末器の撤去手数料と設置の手数料がちよっと違いまして、すみません、今、手持ちの資料で撤去の件数、設置の件数について把握しておりませんので、後ほどお答えしたいと思います。以上でございます。

議 長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

除雪の件でございますけれども、現在、いずれ町内の業者の方々をお願いをして除雪をしている状況でございますけれども、今回のように委託している業者の方で除雪機械を持たなくなることが今回起こったわけですけれども、本来であれば建設業者の方で除雪機械を今までどおり準備していただければいいわけなのですけれども、現実的にはそれでは採算が合わない、それだけの除雪だけのために機械を準備するということでは経営上成り立たないというお話がございました。そのために、そうするとその区間だけ除雪ができないということで、ほかの業者の方にしわ寄せがいくということになりますと除雪に時間もかかるということを考慮いたしまして、今回、やむを得ず町の方でリース会社から除雪機械をその間だけお借りして除雪をしていただくというふうな準備をした次第でございます。以上です。

議 長（青木幸保君）

石川町民福祉課長。

町民福祉課長（石川二三夫君）

放射性物質の検査手数料ですが、これはあくまでも県、国に何とか検査をしていただきたいたいというのが基本ですが、状況によっては、やはり土壌、食材等を補助対象というか、どうしても対応が県や国に任せていられない、早期に検査をした方がいいという判断に立ったような状況については、そういうことを想定しまして予算化をしたということでございます。また、民生費、衛

生費、教育費にそれぞれ似たような金額を実は予算化をしていますが、正直なところどれぐらい費用を盛り込んだらいいのか、これは把握できなかったというところで、とりあえず予算総枠を大体決めまして、その中で同じぐらいの費用を今回はとりあえず計上をしたということで、今後必要に応じて、減額ということはないかと思いますが、増額をして対応していくということになるかと思います。

議長（青木幸保君）

齋藤教育次長。

教育次長（齋藤清壽君）

情報化推進整備費の中で教育委員会と協議したというような内容ありましたので補足しておきたいと思うのですが、中学校の生徒用パソコンですけれども、今年の2月に買替えるという計画でやってきたわけです。その中で、古いパソコンでなるべく使えるものは使おうというような形の中で、その中でどうなのだという時に総務企画課の方で是非というようなことでやったと、教育委員会からは廃棄処分して総務企画課の方で引受けたというような形でして、中身については総務企画課の方で自力でといいますか、中身をきれいにするというか何とかというのですけれども、そうやって使ったというような内容でございます。以上です。

議長（青木幸保君）

質問者、先程の緊急通報システムの件で資料あとでということですが、あとでも質疑は続行できますか。

7番、佐々木雄一議員。

7番（佐々木雄一君）

一つ気がかりなのですが、除雪機械ですね、特に大きいローダー関係なのかとは思いますが、それが経営が除雪費用に合わないということで今回は買えないということでございますけれども、そうすると人件費だけだったら何とか合うという形になるのですか、業者的には。ということと、今後もそういう状態が、他の業者いろいろ頼んでいるのですが、それらも経営上成り立たないとなると、みんな除雪機械を借上げて町が用意して人だけという形に傾向になるように感じますが、今回は特殊車両だからという理由なのかどうか、もう一度お聞かせ願えますか。

議長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

除雪についてですけれども、いずれ建設水道課で業者に委託をして除雪をお願いしているわけですが、除雪をお願いしている期間、24時間拘束されると、現実的に拘束されるわけですが、それを全て建設水道課で人件費として含んだ金額を支出しているというわけではございません。業者の方々のご協力をいただいている部分が多分でございます。ですので、人件費だけでもいいのかといいますと、はっきり申し上げて安い委託料を払っているという状況でございます。なお、建設機械でございますけれども、昔のように道路改良工事が頻繁にあった場合は、そういう除雪ができるようなローダーとかグレーダーとか各業者お持ちでしたけれども、現在は

そういう道路改良工事がまずはっきり言ってないという状況でございますので、大手であっても1台か2台しか持っていないと、ましてや小さな業者ではないという状況でございますので、こういうリースを借上げて除雪をお願いするというのは今後増えてくるというふうに予想はしております。

議長（青木幸保君）

ほかにございませんか。

8番、千葉勝男議員。

8番（千葉勝男君）

31ページの裏の9款1項3目消防施設費の関係ですが、ここに防火水槽修繕工事というのがありますが、この場所はどこでしょうか。

議長（青木幸保君）

稲葉総務企画課長。

総務企画課長（稲葉幸子君）

小金沢の防火水槽が地震のために底に穴かひびが入っていて、水漏れをしたために貯水ができていないということに係る工事費でございます。

議長（青木幸保君）

8番、千葉勝男議員。

8番（千葉勝男君）

実は長島にも3月11日の地震で、大分昔つくられた防火水槽があります。それがひび割れて結構危険だと、すぐその防火水槽の前に民家があるものですから、水をためていたのでは危険だということで今、多分水抜いていました。そういう関係からすると、非常に万が一の対応にはならないという防火水槽ですから、私ももしかしたらそこかなという思いがあったものですから今質問したところですが、いずれそういう防火水槽がありますから、できるだけ早く対応していただきたいと。以上です。

議長（青木幸保君）

稲葉総務企画課長。

総務企画課長（稲葉幸子君）

消防団と連携の上、確認をいたしまして、今議員からお話あった場所については特にも確認をいたしますし、対応して参りたいと思います。ありがとうございます。

議長（青木幸保君）

ほかにございませんか。

6番、小松代智議員。

6番（小松代智君）

何点かお伺いします。

26ページの裏の歳入、19款5項雑入の関係で発掘調査原因者負担金とありますね。これは発掘を依頼した人の負担金だと解釈したいわけですが、なんか原因者負担というそういう表現が

妥当なのかどうかですね、なんか悪いことをしたような感じ受けますね、原因者というのはね。その辺の記述の問題をちょっとどうなのか、今までこうやってきたからいいのだということで済みますのかどうか、その辺のところをちょっとお聞きしたいと思います。

それから、28ページのこの施設開設のトンネルの事業ですね、3款1項3目老人福祉費、介護と施設、ここはどこなのでしょう、具体的に話できるのであればこの開設、新設だと思うのですが、その辺の関係をちょっとお伺いしたいと思います。

それから、29ページの裏の臨時職員賃金406万6,000円というのがあります。これは緊急雇用創出事業という形で出ているようですが、これはどのような使い道になるのかですね、全部割り振って終わりということなのかどうか、その辺のところをちょっとお聞きしたいと。

それからもう一つは、31ページのリフォームの関係ですね。住宅リフォーム、また200万円補正ということで合計、当初300万円、6月200万円、今回で200万円700万円の補正をするようですが、その状況はどうなのか、私は最初から1,000万円ぐらい予算化すべきだという話をしていたのですが、なんかその状況によって補正するのだというような経過が6月の答弁でありましたけれども、そういう線でそれは状況がどうなのか、あとはないよとか何とかということがあるのかどうか。ちなみに盛岡は2億円の予算化して、今15～16億円の効果が出てきているというようなことを聞いております。そういう面で、もうちょっと大胆に当初から組んだ方がいいのではないかとというような気がしますので、その状況をひとつお願いしたいと思います。

それから、これは補正予算ということで関係はないわけですが、字の大きさですね、字の大きさをもう少し整理したらいいのではないかと。例えば22ページの債務負担行為というの、莫大に大きな字ですね、ちょっと見ていただけますか。その延長は中にもずっとあるのですよ、大きくなったり小さくなったりね。だから、これは残るものですから、議案書として永久に残るものですから、その辺の整備を少し図るべきではないか。何でこのようになるのか、もしそういう原因が分かるのであればその原因を取り除くとか、これは全般にわたって目につくのですよ。だから、時々ボンと大きな字が出てきて、何だこれは、特に強調するのかなと思うような、例えば28ページの老人福祉「施設費」なんていうの大きくなっているでしょう。ちょっと見てください、28ページ、4目の老人福祉までは正常で福祉費というのがこの倍ぐらいの字書いていますよね。だから、そういうことがちょんちょん出ていて、その頃の担当者は何やっているのだということになりますからね。もう一つ言いますか、30ページの裏の道路橋梁費、8款土木費の項2、道路橋梁費、これも倍ぐらいの大きさになっているのですね。ですから、そういうような字の、これは残るものですから、もう少し大切に字を調整するか何とか、この大きさをやるのだったらこの大きさを統一するとかね、そういう線をやるべきだと思うのですが、その原因が分かっているのかどうか、その原因を取り除くことができるのかどうか、その辺のところ、補正にちょっと関係ないといえば関係ないわけですが、いずれちょっとそんなことも気がついたので話しておきます。

議長（青木幸保君）

稲葉総務企画課長。

総務企画課長（稲葉幸子君）

ご指摘をいただいた字の文字数の大変見づらいものであるということで、議案書をつくりました時にすぐ製本にするのですが、その時にコピー機の調子が悪くてちょっと大変ご迷惑をおかけしておりました。業者と相談をいたしまして、適切な形で処理をしたいと思っております。皆様には大変ご迷惑をおかけいたしました。申し訳ありませんでした。

議長（青木幸保君）

千葉平泉文化遺産センター所長。

平泉文化遺産センター所長（千葉秀樹君）

26ページの裏の19款諸収入の5項1目雑入の発掘調査原因者負担金の件でございますけれども、これについては事業者が発掘調査する場合、100%負担していただいております。その関係で用語も原因者負担ということで、従来から原因者負担と言っているものでございます。ここに書いているのは三日町の遺跡の。そういうわけで原因者負担ということで言っております。

議長（青木幸保君）

青山保健センター所長。

保健センター所長（青山モト子君）

介護サービス施設についての法人名でございますが、特定非営利活動法人のケアセンターいこいが8区、バイパスの上がり口というのですか、あの辺を今、整地しておりまして、そこにグループホームを建設予定でございます。以上でございます。

議長（青木幸保君）

千葉観光商工課長。

観光商工課長（千葉多嘉男君）

29ページ裏の5款1項1目労働諸費の7賃金の臨時職員賃金のことですけれども、これは緊急雇用創出事業を当てておりまして、役場の直営で臨時職員を3カ月から5カ月の間、雇用いたしまして、計6名の方を雇用するという中身でございます。

議長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

それでは私の方から、31ページの8款4項1目住宅リフォーム助成金、今回200万円ほど補正で計上しておりますけれども、これは県より事業費の総枠でまだ余裕があるということから、今回、建設水道課で200万円の追加をしたということでございます。それで、今まで600万円の、今年度は600万円、補正を含めて600万円の事業費の中で進めて参りまして、現在、34人の方から申請をいただいております、その交付決定額の総額は598万2,000円ということで、今までの600万円の予算で満杯で新規の枠はないという状況でございますので、今回200万円の予算を再度追加したということでございます。なお、今日現在で希望がそのほかに5件ほど来ております。以上です。

議 長（青木幸保君）

6 番、小松代智議員。

6 番（小松代智君）

この雑入の関係ね、わざわざ言っているというのは、こういう役場としての見下したような表現が適当なのかどうかということを行っているので、今まで来たからこれで良いのだということではなくて、もう少し検討して、発掘希望者負担金だとか発掘依頼者負担金だという、そういう形のものに変えるべきではないですかということを行っているのですよ。なんかね、原因者負担だと発掘しなければならないのはお前のためだというような、そういうニュアンスで原因者というのはそのようにとられるということなのですね、言葉のニュアンスというのはね。もうちょっと、ですから言葉を、これを負担する人が見るわけでも何でも決してないと思いますけれども、そのあたりが見た場合に、何だ原因者負担というのは、何なのだというような疑問を持つような言葉は使わない方がいいと、同じ使うのに対してね、そういう線を言っているわけで、もう一度、今までやっているから変える必要ないのだという発想なのかどうか、そういう頭ではちょっとまずいと思うのです。やはり、なるほど指摘されてみるとちょっとこれは変えた方がいいかなという、そういう頭でいかないと全て変わらないわけですから、そういう見方をしたらどうだということですよ。

臨時賃金は役場ということで分かりました。

リフォームは先程言ったように盛岡なんかものすごい、十何億というような効果があると。今、聞いてみると5件も更にあると。ですから、私は余裕を持って受付けるべきではないかと。例えば、仮に課長が断らなくても担当者は予算がなければ、もう予算がありませんと言って断るわけですよ。ですから、そこに余裕がないとどうしても断らざるを得ないような状況をつくらないのが予算だと思ふのです。ですから、当初で1,000万円ぐらい組んでくれと言ったのはそういうことなので、希望者があればその都度補正して足していくのだということではなくて、やはりきちんとした余裕を持ってやっていってほしいなということを感じておりますので、それをもう一度ちょっと、その2点だけもう一度答弁をお願いしたいと思います。

議 長（青木幸保君）

千葉平泉文化遺産センター所長。

平泉文化遺産センター所長（千葉秀樹君）

用語については、文化財保護関係では国でも県でもこういう言葉を使っておりますし、文化財保護法にもこういう原因者負担ということが載っております関係から平泉町でも使っているわけですので。いずれ、当面は原因者負担ということで使っていきたいなと思っております。

この予算書に上げる分については、用語ですね、直すことは可能かと思っておりますけれども、普段呼んでいるものについては原因者負担ということで、普通、原因者との話し合いとかですね、そういうことでは原因者負担ということではしていきますし、もし予算書等にうまくないのであればそれについては検討してもかまわないとは思っております。以上です。

議 長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

住宅リフォーム事業は昨年度から本格的に事業実施いたしまして、昨年度の傾向を見ますと秋以降それほど申し込みがなかったという状況がございます。それで、今年につきましては、地震の関係で春先に瓦屋根の修理等で非常に多くの要望がございまして、当初で見込んだ金額よりもすぐに補正をしなければいけない事態になったわけですけれども、いずれにしましても国との予算の関係もございまして、いずれちょっとその辺を、今後どの程度の金額で推移していくのか、その辺を検討させていただきまして、来年度の予算編成に努力して参りたいというふうに思います。

議 長（青木幸保君）

6番、小松代智議員。

6番（小松代智君）

それでは一つだけ残りました。名称の問題ですね。こだわるようですが、国で使っているから県で使っているから何で使っているからこれで良いのだという、そういう線がおかしいので、ニュアンスとしてこのようにちょっと変だよということであれば少し検討してみるとか、そういう回答があってしかるべきではないですか。いや、それであくまでいくのですなんていうような回答ではおかしいので、いや、6番議員に言われたけれども、もう少しみんなとも周りとも相談してみますとか何とかという答弁があってしかるべきではないかなと思いますが、もう一度答弁願います。

議 長（青木幸保君）

千葉平泉文化遺産センター所長。

平泉文化遺産センター所長（千葉秀樹君）

この予算書に上げる分の説明書きについては検討したいと思っております。

議 長（青木幸保君）

ほかにご覧いませんか。

10番、阿部幸一議員。

10番（阿部幸一君）

直接数字とは関係ございませんが、2～3日前、用事があって金鶏山の麓に行ってきました。山を見たところ、木の葉の付いていない木がいっぱいあります。当然あそこはまさに世界遺産そのものですから原因調査なり対策というものは講じてあるだろうと思いますので、その辺をお聞かせをいただきたいというふうに思います。

議 長（青木幸保君）

千葉平泉文化遺産センター所長。

平泉文化遺産センター所長（千葉秀樹君）

金鶏山の山については、アメリカシロヒトリが大量発生してあのような木が枯れているのかな

と思っております。そういうことで、今後調査してみたいと思っております。

議長（青木幸保君）

10番、阿部幸一議員。

10番（阿部幸一君）

アメリカシロヒトリ、何だか舌嚙むようだけれども、それだとすれば私はあまり心配しなくても良いのではないかというふうに思うのですよね。農林振興課長は既にご承知のとおりだと思いますが、ナラ枯れ、それからこれも虫が原因をして病原菌を木の中に撒き散らすという病気になるわけです。それから、もう一つ、一概にナラ枯れと言ってしまうようなものですが、ナラ枯れの虫とは違った虫、これは中に入らないで木に寄生すると、この2種類の虫で、これはもう全国的に榎とか栗を主体として枯れているという状況にあるわけですよね。去年、平成22年に岩手県でも確認をされたということで、今年の春には平泉で確認された部分の写真がこういうのに出ているのですね。ですから、もうこの辺の榎とか栗とかだけではないのです。広葉樹、いろんな広葉樹、クヌギも含めてですね、そういうものに寄生をしていると思わざるを得ないのではないかというふうに考えています。金鶏山所有者によりまして去年からだと、恐らく高温障害だと思っていましてという話でございますが、高温障害だったりアメリカシロヒトリだったりするとすればそれほど心配はないだろうというふうに思いますが、こうしたものが蔓延をして金鶏山が禿げ山になると、皆さんは私の頭をすぐ連想したのだと思いますが、そういう状況では非常にまずいのではないのかということで、早急にこれは原因を調査をしていただいて対策をとっていただくと、そういうことをやっていただきたいものだというふうに思います。以上です。

議長（青木幸保君）

岩淵農林振興課長。

農林振興課長（岩淵毅志君）

ただいまの金鶏山の場所につきましては、まだその現地を調査してございません、承知しておりませんので、内容につきまして。いずれ、ナラ枯れ病、カイガラムシ等の関係もございまして、それらにつきましては一関農林振興センター等からのご指導もいただきながら調査をして参りたいと思います。以上でございます。

議長（青木幸保君）

ほかにございませんか。

11番、佐藤孝悟議員。

11番（佐藤孝悟君）

また直接数字とは関係ない話ということから始まりますが、諸報告の中の7月の定期監査の報告ございました。その中で、監査の結果ということで委託契約事務に関する指摘がございました。ここに①と②ということがございます。業務委託契約先に当町の特別職にある同一人と思われる方の副理事職就任がありました。業者選定にあたっては、地方自治法第92条の2、「議員の兼業禁止」の条項に照らし事前に事情把握の必要があると思われまます。また、②の中では、参加業者間の公平性ということが指摘されておるわけでございます。兼業の禁止、議員の兼業の禁



止に関しましては、かつてシルバー人材センターの理事長の問題がありました。これは議員の中での兼業の禁止の結論出すという部分でございますので、これは当局に質問する部分ではないわけでございますが、ただ、この副理事に就任していると、これは私自身も確認しておりませんが、ただ、監査報告の中に入っているということは当然そのとおり間違いないと思うわけでございます。それで、その企業体がどこであるかということは、多分ここだろうという話は聞いております。今回もその裏面で1,100万円ほど随意契約ということで仕事をなさっておるわけでございますが、それを今回、その副理事に議員がいるその業者に対して、事業者に対して随意契約でこれからも続けられるのかと。基本的には副理事、もしくは理事長が病気か何かして代わりがほしいという場合は副理事が上がっていくわけでございますね。そういう意味では、やはりこれは随意契約をするという意味では、ある程度これは問題とならないのだろうかと思っているわけです。監査役から、ちょっとこれは問題があるのではないかというそういう指摘も併せまして、どのように考えているかをお伺いしたいと思います。

議長（青木幸保君）

暫時休憩します。

---

休憩 午後 1 時 5 5 分

再開 午後 2 時 1 0 分

---

議長（青木幸保君）

それでは、再開をいたします。

岩淵農林振興課長。

農林振興課長（岩淵毅志君）

それでは、佐藤孝悟議員のご質問にお答えいたします。

林業業務につきまして、当課、農林振興課による業者選定、随意契約に基づく業者選定をいたしまして発注しているところでございますけれども、林業業務につきましては、特にも林業業務に対しての指名参加願いを提出されている業者、団体等につきましては、そういう施業にかかわることに対しては一関地方森林組合だけでございます。その他の林道設計等につきましては、またその団体でございますが、岩手県治山林道協会等もでございますけれども、施業にかかわる指名参加願いが出されているのは一関地方森林組合ということでございますし、この組合につきましては今までも、過去におきまして随意契約ということで、町有林の保育事業であったり造林事業等も含めて委託していたところでございますけれども、この組合の中には熟練した作業員が随時、作業班が確保されているというようなこともございますし、町有林の施業計画等にも周知してございますし、また、その境界等の確認等、境界等につきましても地権者等の把握と地域事情にかなり精通している方々がいらっしゃるということで、町の委託業者としては十分なメリットもございますし、その中で根拠法令といたしましては地方自治法に規定してございます167条の2第1項に規定してございますその性質、または目的の競争入札に適しないということで、特殊

な技術なり熟練した知識等を必要とする業務ということもございまして、一関地方森林組合を随意契約で指名、委託業者としているところでございます。これにつきましては、特にも当平泉町につきましては出資もしてございますし、組合員、一組合員、構成員でもございます。という理由のもとに、過去におきましても随意契約によりまして町有林の保育事業、造林事業についてはお願いしている経緯でございます。以上でございます。

議長（青木幸保君）

稲葉総務企画課長。

総務企画課長（稲葉幸子君）

私からは2点目の業務委託契約の実績のあるものとそうでないものの参加業者間の公平性、合理性についての検討を願いますということで、その見解というか、その考え方でございますけれども、契約業務につきましては、入札参加資格審査の申請願いというものを出示していただきまして、指名委員会ではその工事、あるいは業務が適切に行えるかどうかを総合的に協議の上、それで指名委員会で業者を決定して入札という形になりますので、その規定に基づいて今後も運用していきたいというふうに考えております。以上です。

議長（青木幸保君）

11番、佐藤孝悟議員。

11番（佐藤孝悟君）

監査委員から指摘があるという形で同じ議員が入っているような話でありましたので、やはりそれに関しては知らんぷりしているわけにもいきませんので質問したわけでございますけれども、随意契約が、これは1件しかないからそのとおりの良いのだみたいな話でございますけれども、一関地方森林組合以外が入ってくると、事業の内容にもよるかと思っておりますけれども、同じようなレベルの森林組合だと思っておりますが、今回みたいにそれぞれといいますか、一番多くても400万円、そのぐらいであるならばそのとおりのかもしれないですけれども、もっと大きな事業が入ってくる、事業をやるという場合ですね、その場合にほかの森林組合も一緒にやるというか、競争入札みたいな格好になった時に、その場合にやはり、先程から指摘されているのはその中に議員が入っている部分というような話がある。もちろん随意契約ですから入ってどうのこうのという話はないかと思っておりますけれども、そういう意味で果たしてそういう格好の、最初に指摘しましたように副理事、そしてもしくは理事長がやめるとか、そういうような時に副理事が上がってくるところの関係というのはどのように考えていますか。

議長（青木幸保君）

稲葉総務企画課長。

総務企画課長（稲葉幸子君）

地方自治法の議員の兼業禁止というそもそものその契約に関する部分で申し上げますと、議員が個人として地方公共団体に請負をしてはならないこと、また、地方公共団体に対して主として請負をする法人の役員になることを禁止して、結局は議会の運営の公平性を保障するというような意味合いからこういう条文があるわけです。判例というか事例等を精査いたしますと、例えば

平泉町の全部の総決算額に対して、例えば50%以上の額がその業者が委託を受けてやっているというような場合については大変問題になるようでございますが、額の大小というのもあるようございまして、法に触れるようなものではないというような判例がございますので、また、そのそれを理由にいたしまして契約の取消しとか、そういうことについては至りませんし、また当町の会計の財務規則で定めている内容についても、その分について抵触するものではございませんので、ただ、いろいろな契約とか、それから入札については公平性、それから秘密保持というようなことも求められますので、今後ますます契約業務については注意をして運用をして参りたいと思います。

議長（青木幸保君）

11番、佐藤孝悟議員。

11番（佐藤孝悟君）

兼業の禁止に関しましては、これは議会の問題ですから我々がやる話で質問する話ではないわけございまして、もちろん今いる議員の中でもその経験はしております。そうしますと、やはりそういう意味では、今回の形というのは別に随意契約やっても問題ないと理解してよろしいですね。

議長（青木幸保君）

稲葉総務企画課長。

総務企画課長（稲葉幸子君）

問題ないというふうに解しております。以上です。

議長（青木幸保君）

1番、大内政照議員。

1番（大内政照君）

監査委員というのは第三者であって、町の自治体における行政運営に対する指摘だと思っておりますよ。ということは、正しければ指摘はしない、しかし今回ちょっとおかしいよと、行政のやり方がおかしいよという指摘なのです。それに対してですよ、適用法だ何だと話してはいますが、そういう話が通るのですか。であれば、監査委員が間違えているということですか。どうなのですか。ちょっと私、疑問に思ったものだから発言させてもらいますけれども、その辺はどうなのでしょうか。

議長（青木幸保君）

稲葉総務企画課長。

総務企画課長（稲葉幸子君）

監査委員からは、こういう必要があるというふうに思われるので検討してくださいというような内容の文面でございましたので、内部でその法とかに照らし合わせて、こちらで行っている業務が妥当性があるかどうか、いろいろな事例も踏まえて今回検討をいたしましたし、なお一層注意をしてその契約業務には当たっていきたいということで申し上げたところです。

議 長（青木幸保君）

1 番、大内政照議員。

1 番（大内政照君）

では、よく検討したということですね。であれば、今後やはりそういった指摘を受けないようにやらなければいけないわけですね。ということは、今回のことは反省してください。反省の言葉が全然ないではないですか。検討した結果おかしいから今後はこういうふうな改善しますよと、そういうところが必要ないのですか。どうなのでしょう。

議 長（青木幸保君）

稲葉総務企画課長。

総務企画課長（稲葉幸子君）

繰り返しになりますが、意見としていただいた内容については内部で検討いたしまして、問題はないというような見解に至ったところでございます。なお、疑いが持たれないような形の事務の執行に努めていきたいということで先程も申し上げましたが、そのようにしていきたいというふうに考えております。

議 長（青木幸保君）

ほかにございませんか。進行してよろしいですか。

（「進行」の声あり）

議 長（青木幸保君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

これから議案第 5 3 号、平成 2 3 年度平泉町一般会計補正予算（第 2 号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議 長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第 5 3 号は、原案のとおり可決されました。

---

議 長（青木幸保君）

日程第 2 6、議案第 5 4 号、平成 2 3 年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

石川町民福祉課長。

町民福祉課長（石川二三夫君）

36ページ、議案第54号、平成23年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の補足説明をさせていただきます。

36ページ裏をご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正で款項同額の場合、項の補正額で説明をいたします。

歳入、1款国民健康保険税、1項国民健康保険税168万3,000円の減。

歳入合計168万3,000円の減。

歳出、10款基金積立金、1項基金積立金168万3,000円の減。

歳出合計168万3,000円の減。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

これから議案第54号、平成23年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第54号は、原案のとおり可決されました。

---

議長（青木幸保君）

ここで、先程、一般会計の補正予算の時に、佐々木雄一議員からの質問で保留にしておりました件をここで、青山保健センター所長よりご答弁いただきます。

保健センター所長（青山モト子君）

先程、平成22年の緊急通報システムの10件というのはどのような状態かということでございましたが、すみません、遅くなりました。撤去が7件とシステムに不具合が生じたということで点検を3件しております。という内容になっておりました。以上でございます。

議 長（青木幸保君）

7 番、佐々木雄一議員。

7 番（佐々木雄一君）

ですから、10件あって3万5,000円だったのだから、そうすると今回の予算では倍の20件を見ているのですねということを行っているのです。だから、そんなに増えているのですかということを知りたかったのだけれども、単刀直入に聞かないから分からなかったのかもしれないのですが、結局、故障もあり撤去もあり新設もあるわけだから、その関係が今回の7万6,000円ではどのような状態にあるのか、先程のお答えですと105台が設置なっている、新設が今後増えていくのかどうかという傾向も見たいのでお聞きしたところです。

議 長（青木幸保君）

青山保健センター所長。

保健センター所長（青山モト子君）

105台の利用がありますが、今回、今までは10件がありますけれども、当初も見ておりますし、また、今回補正でございますが、亡くなる方がいますとどうしても撤去します。それで、その中の105台の中で撤去したり設置したりというようなことをやっておりますので、今回、今撤去するのも5台ほどありますし、それから、全部で105台でありますけれども、保有の部分もありまして、設置をしなくてはいけないと待っている方もいらっしゃるということで、あと10台ほどまた設置もするというところで補正をしているところでございます。やはり本当は台数が増えればいいのでしょうけれども、どうしても亡くなる方の部分もあるので、台数は新しくするというのではなくて、その中でやりくりをしている状態でございます。以上です。

議 長（青木幸保君）

大変失礼をいたしました。

日程第27、議案第55号、平成23年度平泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

石川町民福祉課長。

町民福祉課長（石川二三夫君）

議案第55号、平成23年度平泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の補足説明をさせていただきます。

38ページ裏をご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正で説明いたします。款項同額の場合、項の補正額で説明いたします。

歳入、1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料174万1,000円の減。

4款繰越金、1項繰越金38万1,000円。

歳入合計136万円の減。

歳出、2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金136万円の減。

歳出合計136万円の減。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

これから議案第55号、平成23年度平泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議 長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第55号は、原案のとおり可決されました。

---

議 長（青木幸保君）

日程第28、議案第56号、平成23年度平泉町健康福祉交流館特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

石川町民福祉課長。

町民福祉課長（石川二三夫君）

議案第56号、平成23年度平泉町健康福祉交流館特別会計補正予算（第1号）の補足説明をさせていただきます。

40ページ裏をご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正で説明いたします。款項同額の場合、項の補正額で説明いたします。

歳入、1款使用料、1項施設使用料124万4,000円。

3款繰越金、1項繰越金116万7,000円。

4款諸収入、1項諸収入8万8,000円。

歳入合計249万9,000円。

歳出、1款総務費、1項総務管理費249万9,000円。

歳出合計249万9,000円。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

2 番、阿部正人議員。

2 番（阿部正人君）

40 ページの裏ですね、これの、要するに歳入で使用料が124万4,000円増えている、要するに入館料が増えているということですよ。入館料、予想で、今までの実績をもとにしてやられたのが今後、文化遺産の関係でこのぐらい増えていくのかなということなのか、それまず1点お伺いします。

それと歳出の中で、歳出の41 ページの裏ですね。これに収入に対する支出ですが、需用費で書かれているのかな、全部収入の増えた分241万1,000円、これの調整が一部需用費で、11 節の中で燃料費、光熱水費ですか、これで掲げてあります。私は何を言うのかというと、せっかくの収入を、入館料が入ってきているのであれば繰入金をマイナスにするとか、繰入金を、440万円だったかな、予算で、それを少なくするとか、せっかく来たものを全てここで使ってしまうと、出してしまうという考え方はいかがなものかなと。燃料費、光熱水費、これは燃料費上がっていますから、上がっているためにここに持ってきたのかなということに思うのだけれども、ただ、そういうふうに一生涯懸命頑張っているという、繰入金をいくらでも少なくしてやるかなというような、そういうような努力がなされても良いのではないかなというところですが、その辺はいかがでしょうか。

議 長（青木幸保君）

石川町民福祉課長。

町民福祉課長（石川二三夫君）

健康福祉交流館の会計につきましては、赤字続きの会計と一般会計から繰入れをいただいているというところで、今回の補正を出すにあたって、今、議員がご指摘の一般会計からの繰入金という部分も当然考えましたが、これは年間12カ月通して最終的な判断ということもあります。現時点でまずは収入が見込まれるもの、そして支出が見込まれるもの、これを必要という形で歳入歳出を計上させていただきました。そういう意味からしますと、例えば歳出で現在の予算額からいきますとどうしても足りないという項目を今回計上させていただきました。それに対して歳出を確保するというので、歳入の確保ですね、その部分で今回、使用料はじめ繰越金等の補正をしたということですが、当然使用料については何とか予算額を上回る見込みが立てられる状況にもなりましたので、今回こうした補正ということでございますが、繰越金に関しましては正直、今減らして、最終的にはまた必要ですというそういった補正もかえってお叱りを受けるのではないかと、とにかく必要な部分での今回は補正予算の要求ということになりました。よろしくご審議お願いいたします。

議 長（青木幸保君）

2 番、阿部正人議員。



## 2 番（阿部正人君）

私は、収入の入館料が増えるというのが主題なのか、ではなくて需用費、燃料イコールですからね、需用費、125と入館料124ですから、これが需用費の方、燃料、光熱費が上がるために必要だから予想で入館料が増えるのではないかという調整の仕方をしたのか、歳出を考えて歳入を考えたのか、歳入がありきでそして歳出に調整したのか、私は歳入ありきと思ったから、観光客が増えているから、それであればいくらでも繰入金なんていうのは増えていますから繰入金を440何万だからそれをちょっと減らしても良いのではないかと、または燃料費、光熱水費はいくら、前年度の決算では約1.2割、燃料費上がっています。200万いくらだったかな、決算では。予想されるのは、今、燃料費高いですから、ただ、ここで1.1節の燃料、光熱水費、これは2割以上も予想、これから燃料費はうんと上がるということではないのかなと。であれば2割であれば80万円とかね、前回のプラス2割ぐらいに持っていくとかね、そのあたりどうなのかなと思って、その科目の入れ方、書き方、そういったもの、そういうところだね。いくらでも赤字になっていますから繰入金というところでもマイナスにしたら体裁がつくのではないかというふうに、努力なされているなというふうに思うのだけれども、そういう意味で指摘していましたが、その辺はまだ、あまりしつこいようだけれどももう一回聞かせてください。

議長（青木幸保君）

石川町民福祉課長。

町民福祉課長（石川二三夫君）

今、議員の方からもお話を聞いていて、もちろんそういうふうに一般会計からの繰入れというものを極力抑えたいという気持ちはありますが、今回の補正予算は歳入歳出両方ですね、歳入の見込みもある程度立てられたということもありますし、当然それに応じて入館者が増えているということで、それに対する当然経費もかかってきていましたので、歳出も必要性があるということで、両方の必要性での補正予算ということでございます。

議長（青木幸保君）

1番、大内政照議員。

1番（大内政照君）

入館料と入湯税ですか、どちらも増額というか増やしていますよね。そうしますと当初見込みの人数から何人か増えてこのぐらいになりそうだという人数がある程度試算していると思うのですが、それをちょっと教えてほしいのと燃料費、人が増えると燃料費増えるという話もあるのですが、しかし、今、燃料そんなに高くなっていないのではないですか、ガソリン見ても。原油だって85ドルから90ドルで推移していますよね。円高ですから当然下がっているのですよ、輸入に関しては。ということは、国内でも極端には上がらない、むしろ逆に下がり気味だという情報が今出ていますので、こんなにいっぱい予算、燃料費で必要なかどうか、その辺のところをちょっと教えてください。当初見込みの人数から今後の見込みの人数、それと燃料関係、2点。

議長（青木幸保君）

石川町民福祉課長。

町民福祉課長（石川二三夫君）

まず入館料の部分ですが、平成22年度の実績から見ますと大きい金額になっています。何とか頑張って入館者を増やすという決意も込めての平成23年度の予算であります。それに更に今までの状況、動向を見ますと入館料が増えるという予想を立てましての補正です。光熱水費については確かに石油製品ですね、光熱費、燃料費、横ばいという状況もありますが、いずれ使用料が増えているというのは実際ありまして、かなりお湯を使っている、施設を利用しているということで、いつもよりも重油等がかなり消耗しているという状況です。ですから、いずれこういった予算を要求したものでございます。

これは平成21年度、平成22年度の予測では8万人台でございまして、今回の当初予算の場合には9万人というラインを一応見ておりました。今、何とか9万人をクリアできるかなという思いでいます。いずれ、そういった形での補正でございまして。約2,500人という数字で出しておりました。

議長（青木幸保君）

1番、大内政照議員。

1番（大内政照君）

そうすると2,500人増えると92万9,000円の入湯税が増えるという解釈ですね。本当にそうなのかどうかちょっと疑問ですね。

それと燃料費の件ですが、人数増えると燃料費増えるという話し方ですけれども、人が来ない時は何も炊かないのですか、とめているのですか。大体、日中ずっと、日中というか営業時間中は燃料かかっているわけでしょう。人が増えたからって余計かかるといってもないでしょう、若干かかるかもしれないけれどもね。そうした場合、予算がこんなに必要になるのかどうか、ちょっと私は疑問ですね。だって、温泉というのは開業から終わりまでは一応燃料は使うわけでしょう、使わないのですか、使っていますよね。だから、何でこんな急に増えてしまうのかなと、お金、燃料費が。そこら辺、もう少し詳しく説明をお願いします。

議長（青木幸保君）

石川町民福祉課長。

町民福祉課長（石川二三夫君）

まず入館者が増えるというか、入浴する人が増えるとボイラーのお湯を使うということです。正直この予算を編成するにあたっては厳しい予算編成でした。光熱費も燃料費も大分抑えた形での当初予算ですので、最終的には足りなくなるおそれもあるというところでのラインでしたので、いずれ入館者が増えて燃料の消費も増えているということでございまして、予算総額から見ても足りなくなるということもありまして、いずれ入館者の増えてのそのお湯の使う量が増えているということでございまして、こういった計上をしたところです。

答弁が半分ですみません。結局は入湯税も、入館者が増えていましたので、それを見込みますと入湯税も増えてくるということでの補正でございまして。

議 長（青木幸保君）

ほかにございませんか。

1 番、大内政照議員。

1 番（大内政照君）

そうすると、入湯税 1 人当たり 400 円ですね、そういう計算になりますね、ちょっと私ざつと、計算ミスしたら申し訳ないが。燃料費も当初予算厳しかったから追加したという話であれば当初予算自体がなんかおかしかったということですね。なんかつじつま合わないですね、ザッと見た感じ。

議 長（青木幸保君）

石川町民福祉課長。

町民福祉課長（石川二三夫君）

入湯税に関しましては、9 2 万 9,000 円というのは現在の予算から見まして、歳入とのバランスもあります。いずれ入館者が増えたということでの補正でございまして、今回 1 人当たり 7 5 円ですから 1,200 何人分というような形ですけれども、いずれ当初の見ていた部分から今後必要とされる分を見積もりました結果、あとは歳入との関係もございまして 9 2 万 9,000 円を補正したということでございます。

議 長（青木幸保君）

1 番、大内政照議員。

1 番（大内政照君）

もう少し、計画自体があまりにも数字が違ってくるので、私の計算では本当にあれですよ、400 円ぐらいですよ、入湯税が。2,500 人増えて入湯税が 9 2 万 9,000 円増えるということになれば。ちょっと計算違ったかな、そのくらいの計算になるはずなので、もう少し計算とか数字とか計画自体をシビアにやって、説明しっかりしてもらいたいなということです。それ以上はいいです。お願いします。

議 長（青木幸保君）

石川町民福祉課長。

町民福祉課長（石川二三夫君）

私の答弁の仕方も大分まずいところがございまして申し訳ございません。全体的に健康福祉交流館、歳入歳出のバランスという部分では、こういうとあれですが、かなり苦しんでいる、あえいでいる状態でございます。予算を編成する段階では何とか期待を込めた予算を編成している部分もございまして、最終的にはこの今回の補正予算ですね、もう少し精査した形で今後取り組んでいきたいと思っております。

議 長（青木幸保君）

4 番、高橋幸喜議員。

4 番（高橋幸喜君）

私は、このことで、前にもお話したと思うのですけれども、なかなかこういうものというのは、

今年は暑くて予想よりお客さんが来なかった、あとは何々があつて来なかったという、予想よりもお客さんが来ないというようなこともたびたびありました。せつかく10年間もあるので、私、前にも話しましたが、年度当初に損益分岐点を出しなさいよと、これだけのものを維持するためには何人入れなければだめなのだと、その人数をまず最終的に把握しなさいと、それから各月に最低限今月いくら入らなければならないのだよというような形で現場の方を指示すべきだということをお話した経過がございますけれども、その損益分岐点を出しているのか出していないのか、平泉の町民温泉は損益分岐点が何人入れればいいのか、その辺をまず。

議長（青木幸保君）

石川町民福祉課長。

町民福祉課長（石川二三夫君）

料金的には若干変動はしておりますが、まず平成19年度までは何とか、工事に関する繰入れ等はありませんでしたが、営業収支的には何とか平成19年度までは採算がとれていたと。そういうところで見ますと、9万人台を維持しないと難しいなというふうに見ております。

議長（青木幸保君）

4番、高橋幸喜議員。

4番（高橋幸喜君）

それを現場の方に目標として当然掲げているのだと思いますけれども、そうすると今月はいくらだ、来月はいくらだよと、先月はいくらマイナスだから来月いくらだよと、こういうような指示を与えているのかどうか。

議長（青木幸保君）

石川町民福祉課長。

町民福祉課長（石川二三夫君）

大変申し訳ございません。営業販売とかそういう形ではないので、フロントでノルマとか目標は正直難しいところがあります。いろいろと入館者を増やすためのサービスなりキャンペーンを取り組むということは必要と思いますが、いずれもう少し入館者を増やすための工夫をして参りたいと思います。

議長（青木幸保君）

ほかにございませんか。

（「進行」の声あり）

議長（青木幸保君）

進行します。

それでは質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

これから議案第56号、平成23年度平泉町健康福祉交流館特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第56号は、原案のとおり可決されました。

---

議長（青木幸保君）

日程第29、議案第57号、平成23年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

千葉観光商工課長。

観光商工課長（千葉多嘉男君）

議案書の42ページをお開きください。

議案第57号、平成23年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第2号）について補足説明をさせていただきます。

42ページの裏をお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正でご説明させていただきます。款項同額の場合は項の補正額でご説明申し上げます。

歳入、1款使用料、1項駐車場使用料342万1,000円の増でございます。

歳入合計342万1,000円の増でございます。

歳出、1款総務費、1項総務管理費342万1,000円の増でございます。

歳出合計342万1,000円の増でございます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

2番、阿部正人議員。

2番（阿部正人君）

歳入歳出同額ということでございますが、去年の決算でございますが、歳入歳出の出具合、どういうふうになっておりますか。私、計算すると12%ぐらいは歳入が多くなっているのですよね。駐車場利益上がっているのですよね、利益と簡単に申しますとね。というのは、今、使用料が342万1,000円というふうに駐車場は台数増えるということです。それを全部歳出で警備委託料に、警備員に全部払うのですか、342万1,000円を、歳出ですよ、歳出の342万1,000円、入ってきたものを、またさっきお話したように帳尻合わせみたいと思うのですが、もう少しね、12%、前年

の決算では12%営利というか支出が少なくなっているのですね。今回も恐らく駐車場赤字というのはいないですから、今までね。それであって、使用料が入ってくるのに、どっちが大事か分からないよ、歳出が警備委託料がほしいために賄う財源として使用料を増やしたのか、まず第1点。逆に使用料がうんと入ってくるから何かに使わなければならないなということで警備員を頼んでしまうということなのか、多く頼んでしまう、全部使ってしまうのか、そのところの簡単にもう少し帳簿の、整理の仕方いかがなものかなということですよ。私思うのは、342万1,000円使用料が来るのなら12%ぐらい警備委託料少なくして書くとか、でなければ繰出金に入れるとか、利益をね、そのあたり、いかがなものかなと、これも少し単純すぎるのではないかなと私は思うのですが、その辺いかがですか。

議長（青木幸保君）

千葉観光商工課長。

観光商工課長（千葉多嘉男君）

歳入につきましては、震災以降かなり使用料が激減しまして減ってございましたけれども、世界遺産登録後におきましてはかなりお客さん、駐車場に来ていただきまして、ぐっと伸びてきてまして、それで今回、見積もりいたしましたのは8月以降、9月から観光シーズン、11月まで例年より3割増えるという見込みで見積もりさせていただきました。その結果が342万1,000円の増ということになっておりますし、警備委託料につきましては、やはりこれから、世界遺産登録後ですね、かなり車、渋滞しておりましたので、これはやはり来たお客さんに不満を持たせないために警備員を春の藤原祭り、特にも東下り行列並みの警備員を配置しないとかかなり渋滞が発生するというので、全体で336人、342万1,000円の内訳は警備員を336人ですけれども、これこれから9月から11月までですと120日あるわけですけれども、1日平均3人を増やすという体制でやっていかないと、ちょっと観光客に不満を持たせるということがありましたので、どちらもこういった形で予算を組ませてもらっているところでございます。

議長（青木幸保君）

2番、阿部正人議員。

2番（阿部正人君）

いや、せっかくね、過去の年度見ても駐車料金は浮いてきているのですね。風評被害に遭っても決算、予算書等を見れば駐車料については恵まれているということで思っているのですが、この少ない金額、342万1,000円の収入ながらその部分で警備員を3人増やすとか、では今までの警備員全体の予算ね、今年、予算組んでいるのでしょ、何人ということで警備員の人数を立ててやっとうと思うのです。だけれども、ここに来て、たった342万円ぐらい、3割もいくらも増やすということ自体は考えられますかということ。それと同時に、これはやはり目標にするのであればイコール、主体はどっちなのですか、収入を主体なのですか、歳出が主体だったのですか、警備をほしいために歳入を見つけ出すのですか、歳入があつて歳出を出すのですか、どっちですか。

議長（青木幸保君）

千葉観光商工課長。

観光商工課長（千葉多嘉男君）

歳入か歳出かどちらが優先かというわけではございません。歳入につきましては、先程言ったとおり今後の何割増えるかということを見込みまして歳入を見積もらせていただきましたし、支出につきましても、今後どのくらい警備員が必要かということを見積もってやっておりますので、どちらも主は同等でございます。

議長（青木幸保君）

2番、阿部正人議員。

2番（阿部正人君）

恐らくまた補正が出てくるのではなかろうかというふうに思いますが、収入がもっと、文化遺産登録も含めてですが、そうするとやはり歳入歳出イコールということになるのですか。または、いや私言っているのは、ここの警備員はそんなにかからないのではないかなと、その部分を少しでも減らして繰出金なり別な経費なりにしておく、そうすると今までの過去の利益から言っても帳尻というか、それがきれいな形になるのではないかなと、目標がね。これだと一向利益上がらない、浮かないのではないですか。いかがですか、そういうところ、3回目ですから、そのお答えを聞いて終わりにします。

議長（青木幸保君）

千葉観光商工課長。

観光商工課長（千葉多嘉男君）

歳入歳出とも、あくまでも今までの実績をもとにしまして見積もっております。今後歳入につきましては増えるということが予測されますので、年度末なり12月なり3月にそういった利益というのですか、繰出金とか、そちらの方に積立金とかに回すということは考えてございます。

議長（青木幸保君）

ほかにございませんか。

3番、寺崎敏子議員。

3番（寺崎敏子君）

それでは、ちょっと今の2番議員とはまた違った視点でということで、いずれ世界遺産の登録後は相当に県外から随分お客さんが参っているわけでございます。それで、駐車場も県外になると相当道案内ということも非常に大事なことはないかなと思いますので、やはり窓口になる駐車場でございますので、警備員はやはりいくらかもある程度の予算内でやっていただいて、最大限のサービスをしていただいて、好感を持てるような町にしていきたいということが第一でございますので、どうぞそこら辺は鋭意努力していただいて、観光客をリピーターできるような方策を考えていただきたいということでございます。

それから、ここの駐車場案内システムのところが委託料から工事請負の方に変わっているこの説明で、いつ時期この工事が行われるのか、どの場所にこういうシステム、前に説明されたの

かもしれませんが、ちょっと忘れたので、もう一度ご説明お願いいたします。

議長（青木幸保君）

千葉観光商工課長。

観光商工課長（千葉多嘉男君）

警備員の支出につきましては、今後とも警備会社と連携を図りながらサービスの向上に向けていきたいと思っております。

この案内システムの設置場所でございますが、バイパスの南側が川嶋印刷からちょっと入った、100メートル、200メートル、信号ある、平泉の市街に入ってくる場所に1カ所つくりますし、あとは中尊寺交差点のところに1カ所付けますし、あとは北側の方につきましては瀬原のバイパス、インターの出口のところに1カ所付けさせてもらいますので、計3カ所設置するという事になっております。発注はこの議会で予算が通り次第、10月になるかと思いますが、10月に発注して、何とか年度内に設置したいと考えております。以上でございます。

議長（青木幸保君）

ほかにございませんか。

1番、大内政照議員。

1番（大内政照君）

2点ほどお伺いします。駐車場案内システムですが、3カ所つくるということですが、これは景観条例に適合する様式なのかどうかですね。ちょっとやはり気になりますからね。それと、336人の増員ということですが、どういう配置を考えているのでしょうか。

議長（青木幸保君）

千葉観光商工課長。

観光商工課長（千葉多嘉男君）

案内システムの分につきましては、担当であります建設水道課の担当職員と協議いたしまして、高さとか色等につきましては一応内々でございますが、協議済みでございます。

警備員の配置でございますが、駐車場付近の交差点はもとより、臨時駐車場への案内等も含めまして、かなりの警備員を配置しなくてはいけないと思っていました。それらを計算に入れまして336人という計算をしております。

議長（青木幸保君）

1番、大内政照議員。

1番（大内政照君）

質問の仕方が悪くてすみません。駐車場3カ所ありますよね。その配置、割り振りというか、大体どんな割合か、その辺をちょっと教えてください。

議長（青木幸保君）

千葉観光商工課長。

観光商工課長（千葉多嘉男君）

町営駐車場につきましては、毛越寺駐車場につきましては3名、基本的にですけれども。あと



は中尊寺駐車場につきましては、第1駐車場含めまして、交差点も含めまして4名、中尊寺第2駐車場につきましては駐車場内を含めまして2名から3名というふうになってございます。

議長（青木幸保君）

ほかにございませんか。

（「進行」の声あり）

議長（青木幸保君）

それでは、進行いたします。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

これから議案第57号、平成23年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第57号は、原案のとおり可決されました。

---

議長（青木幸保君）

日程第30、議案第58号、平成23年度平泉町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

それでは、議案書44ページでございます。

議案第58号、平成23年度平泉町水道事業会計補正予算（第2号）の補足説明をさせていただきます。

44ページの裏でございます。

平成23年度平泉町水道事業会計補正予算実施計画書、収益的収入及び支出でございます。款項目同額の場合は目の補正でご説明いたします。

初めに収入でございます。

1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益11万3,000円の増。

収入合計11万3,000円。

次に支出でございます。

1 款水道事業費用 1 1 万3,000円、1 項営業費用 1 1 万3,000円、1 目原水及び浄水費1,000円  
の減、2 目配水及び給水費1,000円の減、4 目総係費 1 1 万5,000円。

支出合計 1 1 万3,000円。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第 5 8 号、平成 2 3 年度平泉町水道事業会計補正予算（第 2 号）を採  
決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議 長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第 5 8 号は、原案のとおり可決されました。

---

議 長（青木幸保君）

日程第 3 1、同意第 3 号、教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを議題と  
します。

本案について、提出者の説明を求めます。

菅原町長。

町 長（菅原正義君）

それでは、議案の説明をさせていただきます。

議案書その 2 の 1 ページをお開きください。

同意第 3 号の提案理由を申し上げます。

教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてでございます。

次の者を教育委員会の委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法  
律第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所、平泉町平泉字志羅山132番地 2、氏名、佐藤二郎、生年月日、昭和 1 7 年 6 月 1 2 日生  
まれ。この同意案件は、佐藤二郎委員が平成 2 3 年 1 1 月 1 7 日をもって任期満了になることか

ら、同意をお願いしようとするものであります。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

議 長（青木幸保君）

以上で説明を終わります。

人事案件ですので、質疑、討論を省略して、これから同意第3号、教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（青木幸保君）

起立全員です。

したがって、同意第3号、教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては、同意することに決定しました。

---

議 長（青木幸保君）

日程第32、同意第4号、固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

菅原町長。

町 長（菅原正義君）

それでは、議案書その2の2ページをお開き願います。

同意第4号の提案理由を申し上げます。

固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについてでございます。

次の者を固定資産評価審査委員会の委員に選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所、平泉町平泉字花立41番地29、氏名、須藤昭義、生年月日、昭和34年6月5日。この同意案件は、須藤昭義委員が平成23年9月29日をもって任期満了になることから同意をお願いしようとするものであります。よろしくお願いを申し上げます。

議 長（青木幸保君）

以上で説明を終わります。

人事案件ですので、質疑、討論を省略して、これから同意第4号、固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（青木幸保君）

起立全員です。

したがって、同意第4号、固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについては、同意することに決定しました。

---

議長（青木幸保君）

日程第33、発議第3号、灯油高騰への緊急対策を求める意見書の提出についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

9番、畠山寛二議員。

9番（畠山寛二君）

発議第3号、提出者は畠山寛二、私です。賛成者は高橋幸喜、佐藤孝悟、寺崎敏子、佐々木雄一、大内政照、総務教民常任委員全員でございます。

灯油高騰への緊急対策を求める意見書の提出について、上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

裏面になります。朗読をもって説明とします。

灯油高騰への緊急対策を求める意見書（案）でございます。

電力供給が減っている中、冬の暖房は灯油に頼らざるを得ない状況にあります。去年は18リットル1缶1,700円を超える高値に家計は圧迫され、今年はそれを上回る値上げが心配されています。そればかりではなく、石油製品の高騰は、燃料や資材の値上げとなって中小企業や農林漁業にも大きな打撃を与えています。

東日本大震災により、多くの県民が苦しんでおり、地域経済も疲弊しています。このままでは暮らしや経営が成り立たず、例年とは違う救済対策が必要です。

また、原油高騰の要因は、「投機マネー」が大きく作用しているといわれています。石油製品の価格安定と供給の安定は、世界の国々の経済や人々の生活の安定に不可欠であり、日本政府は各国と連携して投機マネー規制対策を講ずる必要があります。

よって、国においては、下記事項の対策を緊急に講ずるよう強く要請します。

記、1、「福祉灯油」の拡充など、東日本大震災の被災者や低所得者、中小零細企業、農林漁業者の救済となるように、緊急の支援対策を行うこと。2、灯油の安定的な量の確保と適正な価格に、政府が責任をもつこと。また、出荷規制や価格の便乗値上げが行われる状況をつくらないこと。3、灯油高騰の要因となっている「原油への投機マネーの流入」については、日本が率先して各国と連携し、規制を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年9月16日、岩手県平泉町議会。

以上でございます。ご賛同のほどよろしく申し上げます。

議長（青木幸保君）

畠山寛二議員、文章なのですけれども、中段のあたり、記のちょっと前の「投機マネー」なっているところはマネーですね、「投機マネー」、記の方はマネーになっているのですけれども。

9 番（畠山寛二君）

ただいまの投機マネーと読み上げたわけですが、そのように読みました。訂正しております。

議長（青木幸保君）

そのように訂正していただきます。

以上で提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

これから発議第3号、灯油高騰への緊急対策を求める意見書の提出についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、発議第3号は、原案のとおり可決されました。

---

議長（青木幸保君）

日程第34、発議第4号、議員による県外研修視察の実施についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

10番、阿部幸一議員。

10番（阿部幸一君）

発議第4号の説明をいたします。

提出者、賛成者は町政調査会の幹事会全員でございます。

議員による県外研修視察の実施についてでございます。上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

朗読をもって説明に代えさせていただきます。

議員による県外研修視察の実施について。

地方自治体を取り巻く環境の変化や地方自治法改正による地域主権の推進により、地方議会は改革が必要な状況と言われている。

現在、先進的な自治体の議会では、議会基本条例の制定や情報公開・住民参加型の議会運営など様々な取り組みが行われている。本町議会においても今後、「住民との議会懇談会」などの取

り組みを計画しており、いわゆる「開かれた議会・信頼される議会」を目指してより一層議会の活性化を図ろうとしている状況である。

また、平泉の文化遺産が世界遺産登録になったことにより、国内外から多くの観光客が訪れるようになると予想される。平和思想をベースとして形成された歴史的遺産群を護り、訪れる人も住む人も心がやすらぐ世界遺産の町にふさわしいまち並みを整備することがこれからの重要課題の一つと捉える。

このような状況の下、本町議会の活動として先進自治体を訪問し、今後の議会活動の活性化や本町の町並み整備について調査研究することが議会に課された当面の任務と考える。よって議員全員による研修視察を下記により実施することを発議します。

記、1、実施期日、平成23年10月31日、月曜から平成23年11月2日、水曜日まで。  
2、研修視察地、長野県小布施町・安曇野市。3、研修視察目的、(1)議会改革の取り組みについて、(2)町並み・町づくり整備の取り組みについて。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

議長（青木幸保君）

以上で提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

これから発議第4号、議員による県外研修視察の実施についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、発議第4号は、原案のとおり可決されました。

---

議長（青木幸保君）

以上で本定例会に付議された全ての議案が議了しました。

閉会宣言をします。ご起立願います。

これをもって、平成23年第3回平泉町議会定例会を閉会します。

ご苦労様でした。

閉会 午後3時45分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長 青 木 幸 保

署 名 議 員 阿 部 正 人

同 高 橋 幸 喜